

市民参画及び協働によるまちづくり条例（仮称）意見交換会会議録

1 日 時 平成21年2月27日（金）午後1時30分～午後4時30分

2 場 所 奈良市 西部公民館 第1・第2会議室

3 出席者

【委員】川村創委員、辻中佳奈子委員、中川幾郎委員、新川達郎委員、野崎善男委員、室雅博委員、八坂豊委員

（欠席 秋葉武委員、安達孝雄委員、渡邊新一委員）

【市職員】市民活動部長、市民活動部次長、地域活動推進課長、地域活動推進課主幹、市民参画課長、事務局（市民参画課）

4 次第

- 1 開会
- 2 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（仮称）検討委員会委員の紹介
- 3 スケジュールの説明
- 4 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（仮称）の説明
- 5 意見交換会（意見交換・グループ別意見発表・まとめ・質疑応答）
- 6 閉会

5 会議資料

- 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（仮称）素案
- アンケート

6 条例の説明（新川達郎委員長：同志社大学大学院総合政策科学研究科教授）

【 条例制定の必要性 】

- ・ この度、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の素案を当検討委員会としてなんとか整えることができたので、市民の皆様からご意見を頂くために、パブリックコメントを2月から実施させていただいているところである。その中で今日は、市民の皆さま方と実際に直接顔を合わせて意見交換をするという機会を設けさせて頂いたところ、このようにたくさんの方々に参画していただき本当にありがたく思っている。本日の開催場所や時間の設定など、いろいろ考えたところ、結果としてウィークデーの昼間に、この西部公民館で開催させて頂くことになったが、これだ

けでよかったのか、また、このような設定でよかったのか、いろいろご意見はあると思うが、まずはこういう形で開催できたということに感謝している。

- さて、今回私どもが検討してきたこの「市民参画及び協働によるまちづくり条例」であるが、すでにご承知のとおり、この何年かの間、奈良市においては「市民参画」そして「協働」によるまちづくりをずっと進めてこられた。その中で協働の方針や、そのための協働を進める計画や、市全体としてのいろんな取り組みも行ってこられたところである。このような参画や協働といったこれまでの実践を、より具体的に、恒久的に奈良市の仕組みとして定着させるために、この「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（仮称）」の制定化を考えたとき、ご理解頂けるといいと思う。
- このようなまちづくりに関わる条例は、いわば基本的な条例であるが、今、日本全国で30団体ぐらいが、「まちづくり条例」あるいは、「まちづくり基本条例」というものを策定しておられる。近年では、「まちづくり条例」というよりは「自治基本条例」という形で、既に100団体を超える自治体で策定されており、また、それ以上のところで検討が進んでいる状況である。従って、我々が検討してきた、この「市民参画及び協働によるまちづくり条例」について、少しご説明する必要があると思っている。
- いずれにしても、これまでの奈良市の「参画」や「協働」の実践の中で、この条例が生まれてきたこと、そして全国的に見ても、他の自治体でも「まちづくり基本条例」や「自治基本条例」が策定されていることから、それぞれの地方自治の根幹にあたるところからしっかりと考え直して、自治を実現していこうという趣旨の条例であるということ、念頭に置いて頂ければと思う。
- ではなぜ、この条例を制定することになったのかということである。基本にあるのは、いろんな意味で社会経済の状況が変化し、法律や制度の面でも地方分権というのが進んでいき、地方自治体という一番身近な市の役割が非常に大きくなってきたということである。その中で市政のあり方をどう考えていけばいいのか、奈良市の将来のまちづくりをどういった方向で考えていけばいいのか、ということをも具体的に示していく必要があるだろうということである。そのために、まちづくりの方向や、あるいは方法を明らかにしていく必要があるということである。もちろん、日常の行政の運営の中では、これをさらに具体的な制度や具体的な事業、施策と呼ばれるものに落とし込まなければならないが、少なくとも、このように市を運営していく上での基本的な方向付けや、そして、その中で、どんな手順で進めていくのがいい進め方なのかなどについて、具体的に定めておこうということが、この「まちづくり条例」の基本的な役割であると考えている。
- また、このような「まちづくり」には、行政だけでなく、一人ひとりの市民の方々、

そして、様々な市民の活動団体の方々、さらには民間企業・事業者の方々、また、各種行政、こういうものが参画と協働を中心にして、共にまちづくりを進める体制をつくっていく必要があるだろうというのが、この条例を、敢えて制定しようという二つ目の大きな理由でもある。

- 三つ目の重要なポイントは、このような参画や協働によるまちづくりは、こうしたお題目だけではなく実際に推進できるような、現実には、いろいろな主体がお互いに努力して、連携協力してまちづくりに取り組めるような、そういう実際に効果のあるまちづくりの進め方というのを示していかなければならない。また、そうすることが市民の責務でもあり、行政の責務でもあるということを確認していかうということが、この条例の三つ目の重要な論点である。
- もちろん、この条例の中では、参画や協働をどういう場面で、どのように進めていくのかについても、少し立ち入って規定しており、参画と協働によるまちづくりの方法を具体的に示すということもこの条例の大きな役割であると考えている。

【 条例制定の意義 】

- こうした、「まちづくり」について、条例を敢えて策定することの意味についてどう考えていくのかについて、少しだけご説明させていただきたい。
- 条例というのは、もちろん地方自治体の最高法規である。国の場合は法律や憲法というのがあり、地方自治体の場合には、条例がそれにあたる。このような、自治体の最高の決まりである条例という形で、「まちづくり」のあり方を規定するということは、ものごとの進め方として、この奈良のまちの一番大切な決まりだから条例としてきちんと定めておくという意味でとても大切なことであると思っている。いわば、「これからの奈良のまちづくりにおいて、これを進めていきましょう！」と高らかに宣言する、そういう意味合いがこの条例にはあるということをお知らせしたいと思う。これからの奈良の「まちづくり」を考えていく上で、市民の皆さん方にとって、共通の考え方になったり、いろんなことを頑張ってやっていくときに、あの条例があったというふうに思い起こしてもらえると、そういう「まちづくり」のシンボルになって欲しいという風にも考えている。
- 二つ目の大切な意義は、この条例では、市民や事業者の方々、学校、そして行政に、いろいろな義務を課しているということである。例えば、奈良市は、この市民参画と協働の条例に基づいて、様々な場面で市民との協働を進めていく義務を負うことになった。従って、このような義務付けを通じて、実際に「まちづくり」が実現されていくと考えて頂ければいいと思う。
- 条例制定の、三つ目の大切な意義は、「まちづくり」と一般的にいっても、範囲がと

ても広いため、少なくとも、この条例で、よりよいまちづくりをしていこうとした時に、いろんな活動分野があるが、どのように取り組んでいけばいいのか、誰がそれを担っていくのか、その時の進め方として、やはり、参画と協働がないと、よいまちづくりとは言えないので、そこで、これからのまちづくりのあり方の枠組みを提供していくということである。個々の活動の中身にまで言及する訳ではないが、具体的なまちづくりの内容を考え、そしてその枠組みについて定めた、具体性をもった条例であると言える。

- 最後に、もう一点だけ強調しておきたいのは、条例というのは、幸い、一旦制定されれば、後は、改正、あるいは、廃止をされるまでは、ずっとその効果が続くものである。通常の行政の活動であれば、当然、何某かの予算の中で、一年間終わればその事業は終了し、また、見直しということになる。市長がお定めになる計画も、何年計画ということもあるが、これも、市長ご自身の責任を別にすれば、必ずしも、2年目、3年目以降、どんどんと状況が変われば、当然、状況に併せて変えていっていいという性格のものだろうと考えている。しかし、条例はあくまでも、議会の議決が必要であるというのが大前提にある。そして、市民の代表の方々のご意向に従って、この条例が、議論される。しかし、一旦出来上がれば、安定的、継続的に運営される可能性が高いという意味でもある。これからの「まちづくり」というのは、将来にわたって、かなり長い、継続的な努力の中で、終わりのない活動をやり続けていく、そういう性質のものであると、私たちは考えている。その為にも、このような継続性を確保するために、条例という法形式が必要であると考えてきた次第である。
- 今回は、「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」という言い方をして、この条例の素案を提案させて頂いた。「市民参画と協働」、そしてそれによる「まちづくり」に絞った条例であるということである。最初に申し上げたように、全国的な傾向からしても、今は「自治基本条例」に多くの方の関心が集まり、地方自治の全体にかかる基本的な事項を定めようという動きのほうが、強くなってきている。
- 確かに、私たちも、これを考えない訳ではなかった。しかし、現在の奈良市の状況を考えてみたときに、実はこうした自治の基本ということの基盤、あるいは、その為の準備が整っているだろうかということについては、いささか疑問があった。なによりも、このような自治の基本のひとつである、市民参画や市民協働ということがきちんと定着し、それがこの奈良のまちの中で、日常的に見られるような状況になっているだろうか。私たちは、まず、そここのところから始めていかなければならないのではないか、という風に考えた。
- また、地域社会の中に、参画や協働に基づいたまちづくりを進めていこうという機

運が醸成され、また、そうした基盤が、奈良のまちに出来上がっているかと言われると、これも、さてどうかということになったので、まずは、部分的なところから始めようということで、「自治基本条例」ではなく、「まちづくり条例」の検討に取り組んできたということである。

- 従って、参画と協働ということを具体的に進めていくということを大きな狙いとして、そして参画と協働に基づいた「まちづくり」を目指していきたいというのが、当面のこの条例の射程であると考えて頂けるといいと思う。
- また、議会の役割や住民投票などについては、一切、規定していない。あるいは、その他の執行機関についても、部分的に、担い手として「学校」というのは、入っているが、教育委員会や監査委員などについては触れていない。あくまでも、「参画と協働推進」と、それによる「まちづくり」に絞った条例であるということを再度、認識して頂きたいと思う。

【 条例案の説明 】

- この条例は、全体で、21条ある。前文と、条文が21条並んでいる。そんなに大規模な、細かく書き込んだ条例ではないが、そうかといって、簡単なものでもなく、条文の数だけを見ると、中くらいの条例かご理解頂けるといいと思う。
- **第1章：総則**
大まかな条例の構成は、実は、一般に条例の形式、法令形式というのが決まっておき、基本的な、原則的なことを定めているものを、総則と呼んでいる。ここでは、目的と定義を述べている。
- **第2章：まちづくりの基本理念等**
この条例が主に考えていることや、狙いなどを、まちづくりの基本理念と、まちづくりの基本原則として述べている。
- **第3章：市民等の役割及び市の責務**
誰が何をするのかという、それぞれの担い手の責務というものを述べている。
- **第4章：市民公益活動の推進**
このような「まちづくり」を進めていくときの鍵になる、市民公益活動について、さらに推進、促進していかなければならないということを規定している。
- **第5章：市政への参画及び市との協働**
市政への参画ということと、それぞれの主体が市と協働をしていくときの、参画と協働の促進について規定している。
- **第6章：市民参画及び協働によるまちづくり推進計画**
市民参画及び協働によるまちづくり推進計画を作って、まちづくりを進めていこう

ということについて規定している。

・ **第7章：市民参画及び協働によるまちづくり基金の設置**

市民参画及び協働によるまちづくり基金を造成することについて規定している。これからの「まちづくり」には、必要な様々な資源を提供しなければいけない。そこで、お金も必要であるということ、ここで きちんと規定することにした。

・ **第8章：市民参画及び協働によるまちづくり審議会の設置**

この「まちづくり」についていろんな制約をしたり、見直しをしたりする審議会を設置していこうということを規定している。

・ **第9章：条例の検討**

この条例も、一旦作ったらそれで終わりではなく、定期的に見直しをして、本当に役に立ったかどうか、そして、場合によっては、修正が必要などころはないだろうかということを検討していこうということで、見直しの規定を入れている。

◎ **前文について**

- ・ 前文については、大変議論したところである。これからの奈良市をどのように意識し、それをどういう言葉にしていくのか。本当に難しい作業であった。皆さんの中にも、それぞれにご意見はあろうかと思うが、その中でも基本的に考えておきたかったことは、特に、最後の4、5行である。つまり、いろんな「まちづくり」の担い手が参画し協働しながらこれからのまちづくりをやっていこうということが、この前文で強調されている点である。それを通じてどんな「まちづくり」をしていくのか。奈良の文化を生かしていく、未来に引き継いでいく、世界に開かれた多様性のある、持続的に発展ができる、こういう住み良いまちを、是非つくりたいという共通の夢に未来のまちの姿を託した。そして、前文の最後の1行は、「さあ、みんなで一緒にまちづくりを進めましょう」という、市民のみなさんへの呼びかけになっている。

◎ **第1章：第1条（目的）、第2条（定義）**

- ・ 第1条の目的は、先ほどの前文を、少し目的の形に置き換えただけなので、省略させていただく。
- ・ 第2条の定義は、この条例で市民参画や協働をどのような考えているのかを示している。特に（7）では、「市民公益活動団体」というくくりで、市民のいろいろな活動をどう定義しようとしているのかに注目して頂きたいと思う。今日も、いろんな市民活動をされておられる方々がお見えだが、いわゆる、地域の団体の方々、また、NPO団体の方々、様々なボランティアに関わっておられる皆さん方など、いろんなタイプの方がおられる。これらの方々を全部まとめて、「市民公益活動団体」と考えたいと思っている。営利を目的とせず、社会のために活動されている団体をすべ

てここに含めて考えていこうということである。従って、地域の自治組織、NPO、ボランティア団体、その他の団体で、市民公益活動を継続的に行っている方々は、全てが「市民公益活動団体」であるという定義になっている。

◎ **第2章：第3条（まちづくりの基本理念）、第4条（まちづくりの基本原則）**

- ・ 第3条は基本理念である。まちづくりをどのように捉えていけばいいのかということで、ここでは、五つの主要な項目に分けて表現している。
まず一つ目が、人権尊重、そして、安全安心で快適なまち、これが大きな目標である。二つ目は、子どもたちの成長、そして教育のまちづくりということで、人を上手に育めるような、そんなまちになっていけばという願いが込められている。
三つ目は、生きがいや健康、そして、健やかな暮らしを実現できる福祉のまちを実現していきたいという目標を掲げている。四つ目は、環境。緑あふれる美しいまちを実現していきたいと考えている。五つ目は、奈良の文化を未来に引き継ぎ、個性豊かなまちを作っていくという、大きな目標を掲げさせて頂いた。いずれも、これまでの、奈良のまちづくり、基本構想、その他の基本的な計画等で繰り返し論じられてきた事柄を踏まえて、私どもなりに、これからのまちづくりの基本として押さえておくべきことということで、掲げさせて頂いた。
- ・ 第4条は、同じく、この基本理念等のところで、もうひとつ重要となるのが、参画や協働についての基本原則である。まず、一つ目の原則として、市は市民の皆さん方に、市民参画の権利を保障するという事を掲げさせて頂いた。もちろん、どの場面で、具体的に保障するのかについては、一定の行政の裁量権はあるが、原則としてこの権利を保障することの義務が、この条例を通じて市には課されたことになる。それと同時にこのような権利保障に対しては、当然のことながら公共性、公平性、あるいは、公正さを確保していくということは、言うまでもない。二つ目の原則は、様々なまちづくりの担い手がそれぞれ、お互いに対等な関係で協働していこうということ。それぞれの自主性をお互いに尊重するということを基礎にして、協力しあう関係を作っていこうということを原則とした。協働というのは、ややもすれば市民やNPOを下請け、下働きにしているのではないかというご批判が絶えない。そこで、そういうことが起こらないようにしようということが、ここでの考え方である。三つ目の原則は、このように協働を進めていこうとしたときに、従来は市民と行政との協働というものが強調されてきた。しかし、それぞれの担い手がそれぞれの役割を持っているということ、そして、それぞれの持ち味を生かして活動していくこと自体が大事であるということを改めて確認するとともに、同時に、市民と市民、市民と事業者など、いろんな組み合わせの協働があるということで、まちづくりを行う上での連携協力をもっと幅広く考えて進めていく必要がある

ということで、三つ目の原則とした。

◎ **第3章：第5条（市民の役割）、第6条（市民公益活動団体の役割）、第7条（事業者の役割）、第8条（学校の役割）、第9条（市の責務）**

- ・ それぞれ、こうした参画と協働のまちづくりを進めていく上における、いろんな主体があると、先にご説明させて頂いたが、その担い手たちが、どんな役割や責務を負っているのかということで、第5条の「市民」以下、「市民公益活動団体」、「事業者」、「学校」、そして第9条の「市」まで並んでいる。「市民」から「学校」までは「役割」という言い方で、「市」は「責務」としている。「役割」というのは、一定の役割を果たしてくださいというお願いになっており、あるいは、参画協働によるまちづくりを推進していくように努めてくださいという努力義務にとどまっている。
- ・ 第9条の「市」については、「責務」ということで、行政はまちづくりを進めるにあたって、責任があるということと、一定の義務を負ってやらなければならないことがあるということ強調している。また、「市」の責務は、すでに原理原則のところ、市民参画に関連して、市民参画の権利保障ということを書いてきた。従って、この第9条では、さらにそれを具体化して、一つ目の責務として、情報公開、情報提供、情報共有ということをやっていかなければならないとした。二つ目の責務として、市民の活動を活発にしていく、市民公益活動を増進していくための支援や、市民との協働を進めていく必要があるということ。そして三つ目の責務としては、このような協働を進めていく、あるいは、市民参画型の市政運営をしていく上で、市の職員の方々の意識の向上や啓発が必要であるということを書いていく。

◎ **第4章：第10条（情報の収集及び共有）、第11条（学習機会の提供等）、第12条（拠点施設の機能の充実）**

- ・ ここでは、市民公益活動の促進ということで、三つの重要なポイントを書かせて頂いている。
- ・ 第10条は、情報の収集及び共有ということであるが、これについては、先ほど、市の責務として、情報を共有しようと言っていたことと同じではないかと思われるかも知れないが、もちろん、重なるところもある。しかし、ここでもう一つ言いたいののは、市民活動と市民活動、市民団体と市民団体の間で本当に、問題や課題が共有され、地域の課題が共通に理解されているのだろうかということ考えた。それぞれ、すばらしい活動をされているNPOや地域団体がありながら、それらがバラバラに地域の中で活動しておられるようなので、もう少しなんとかならないか、もっと力を集めるような場面があってもいいのではないかという気持ちがあり、市民と市民、市民と行政を含めた情報の共有になんとか高めていけないかということを書いて規定させて頂いた。そのためにも、市民の皆さんにも、情報共有に向けて、

積極的に情報を出していく、また、いろんな交流を深めていただくという努力をする必要があるのではないかということを書かせて頂いた。

- ・ 第11条は、学習機会の提供等ということで、市民公益活動を進めていくためには、市民団体や市民のみなさんにも相応の力や技術や知識、あるいは、行動力をつけて頂きたいという気持ちがあった。そういう学習をする機会、能力をつけるための勉強をする機会を市も進めなければいけないし、市民の方自身も学習していくことが必要であるということで、書かせて頂いた。市民公益活動というのは、わかりにくいけど、例えば、町内会の皆さんが活動しておられる清掃活動でも結構だし、敬老の催し物でもいい。また、子どもたちの見守りも、大事な市民公益活動のひとつであると、私たちは考えている。ただし、これらの活動も、どのようにすれば、より大きな成果があがるのか、どのような技術や知識を身につければよいのか、どうすればその活動の目標を達成することができるのかということは、考えて頂かなければならないし、そのための学習する機会を充実させていきたいというのが、ここでの願いである。
- ・ 第12条は拠点施設の機能の充実ということで、このような情報共有や学習機会の提供ということも含めて、市民公益活動を推進していくための拠点施設や機能を、もっと整備充実させていく必要があると思っている。もちろん、奈良市には、すでにボランティアセンターなどが設置されており、また、NPO団体によるNPOセンターもあり、活動されているのは承知している。しかし、それらも含めて、こうした拠点的な機能というのは、今後、市民活動が活発になっていく中では、ますますその役割も大きくなるだろうと思っている。そこで、そうした、拠点的な機能をさらに充実させていく必要があり、それに対して市としても、積極的に支援していく施策を展開していく必要があるということを考え、この第12条を置かせて頂いた。

◎ **第5章：第13条（市政への参画の機会等）、第14条（市民参加の方法及び実施）、第15条（会議の公開）、第16条（審議会等の委員の選任）、第17条（市が行う業務における協働機会の拡大）**

- ・ 第13条から第17条については、市政への参画と地域との協働について定めた項目である。ここでは、市民参画そして協働というのをどのように進めていけばいいのかという着眼点や、具体的な手掛かりを提供しようという意図がある。
- ・ 第13条では、まず市民参画にあたり、基本的には、市民団体や各種の地域団体など、まちづくりの担い手が、市の意思形成に積極的に関わっていけるような市民参画を進めようということ掲げている。特に重要なのは、行政がいろんな活動をされるにあたり、もう決まってしまったことを市民の皆さん方にお伝えしても、後の

祭りということが多い。私たちは、このように、政策をつくっていく段階、そして実行していく段階、評価する段階、そのそれぞれ段階に市民参画が必要だろうということで、全ての段階での参画を掲げさせて頂いた。その中でも特に、意思形成段階のプロセスに市民の方に関心を持っていただき、早い段階から市民参画を進めることのできる環境を整えるという意味で、意思形成段階から行政情報を提供するという規定になっている。また、市民参画や市民協働を進めていくときに、今日のような意見交換会のような機会の場を日常的に設けるのは非常に難しい。従って、市民参画や協働について、市民の方々の声や提案を受け付ける窓口を整備し、そこから市民参画を広げていくということを義務付けている。

- ・ 第14条では、市民参加の方法として、公聴会や懇談会、パブリックコメントを実施しようということを規定している。
- ・ 第15条では、様々な意思形成をできるだけオープンに広く市民の方に知っていただくために、それらの会議を公開することについて規定した。会議の公開については、既に情報公開条例で定められているが、更に一步、範囲を広げて、会議の公開を進めていただきたいという趣旨である。
- ・ 第16条では、このような各種の審議会等の委員を市民から公募する、いわゆる市民の方々に参加していただくという仕組みを、市の義務として進めて頂くということを規定しており、これからは原則として全ての審議会で市民公募が実現することを願っている。
- ・ 第17条では、市が行う業務において、新たな公共サービスの担い手である市民公益活動団体が有する専門性や特性を生かすことにより、市民公益活動の活性化及び活用を図ることができる事業があれば、それらの団体に対し、どんどん参入してもらおうというように、協働の機会を拡大するように努めることについて規定させて頂いた。
- ・ このように、市民参画や協働によるまちづくりを具体的に進めていくときに、例えば、市民活動を促進しよう、市民参画を進めよう、市民や事業者等々との協働を進めようといったときに、具体的に進めていく推進体制をつくっていく必要がある。そのために、次の、推進計画と基金と審議会の三つを用意させて頂いた。第18条から第20条までは、とても大事なことなので、1章1条という構成になっている。

◎ 第6章：第18条（市民参画及び協働によるまちづくり推進計画）

- ・ 第18条は、参画協働によるまちづくりを実際に具体的に進めていくときに、こういう計画をつくって、この計画に基づいて市民参画協働によるまちづくりをこれから進めて頂きたい。その中でさまざまな参画や協働のため推進がさらに具体的に盛り込まれていく計画であると考えている。

◎ **第7章：第19条（市民参画及び協働によるまちづくり基金の設置）**

- ・ 第19条は、基金の設置について規定させて頂いた。市民参画協働によるまちづくりを進めるために、市民の活動には基本的にお金が必要である。ほんのわずかなお金でも、大きな成果が出せるような市民活動がたくさんある。そこで、こうしたまちづくりに必要なお金を提供できる仕組みを作っていくということでこの基金の創設について、この条例の中で謳うことにした。ただ、この基金をどういう風にするのかという中身について、この条例で全て規定するのは困難であったため、別途条例で定めることになった。ただ、この市民参画及び協働によるまちづくり条例と、この基金条例は、共に一体の関係にあると考えているため、検討委員会では、同時に検討し、提案しようと考えており、準備を進めている。このような基金の役割は、市民公益活動を応援するところにポイントがあるが、同時に、この応援をただ単に行政の補助金という形にするのではなく、新たに基金という別の枠組みを設けて、より中立的・客観的に、また行政のお金だけではなく、市民の皆さんの志をこの基金に集めて、寄附文化を奈良のまちに定着させようとしている。そして、多少なりとも、地域におけるすばらしいまちづくりに近づいていけるような活動をみんなで応援しようとする基金が創設できればと思っている。

◎ **第8章：第20条（市民参画及び協働によるまちづくり審議会の設置）**

- ・ 第20条は、参画協働によるまちづくりを推進する上での重要なお目付け役として、評価をし、市民の方々にその内容を伝え、市民の声を地域に伝えていく機関が必要であるということで、この審議会の創設を規定している。この審議会は、参画と協働によるまちづくりの推進組織、進行管理のための組織として考えており、また、次の第21条の条例を見直していく組織としても考えている。

◎ **第9章：第21条（条例の検討）**

- ・ 第21条であるが、我々は、この条例が完璧なものであるとは考えていない。また、今後の運用の中で、「もうこのレベルのことは十分できた」ということになれば、もう一歩進んで、例えば、自治基本条例に組み替えていくようなことも考えられる。このような観点から、「施行後5年を超えない期間ごとに見直してください」ということを規定しており、この見直しは常に続いていくものと考えて頂ければと思っている。反面、基本的な条例を頻繁に見直していいのかというご意見もあろうかと思うが、参画や協働、それによるまちづくりは、方法も市民の皆さんの行動もどんどんと変わっていくものであり、また、社会や経済の情勢も変わっていくものであると考えているため、5年を超えない期間ごとに審議会の意見に基づいて見直しを行い、条例の改正等について考えていくことが必要であるという規定である。
- ・ 以上、検討委員会で考えてきた条例案を紹介させて頂いた。この奈良市市民参画及

び協働によるまちづくり条例（仮称）が、みなさまのご意見により、更によりよく修正され、これからの奈良市のまちづくりに役立つ条例として制定され、実行されていくことを希望し、本日のご説明とさせていただきます。

7 意見交換会（以下、◆ は参加者、➤ は委員及び副委員長、➡ は事務局の発言）

【 意見交換 】

≪ グループ1 ≫ 担当：中川副委員長

- ◆ 条例の中身が分からない。
- ◆ このようなまちづくり条例を作って頂き、とても良かったと思う。私どもNPO法人は、市とも協働を活発にさせて頂きたいと思っているが、そのためには市が、我々NPOと一緒にやっていくことについて、具体的にどれだけ踏み込んでくれるのかというところを詰めていきたいと思っているし、そういったサポート体制をシステム的に取り入れて頂きたいと思う。
- ◆ いい条例が出来たと思う。これをいかに肉付けるかであり、そのためには、市民の提案などが大事であると思う。どう活かすかは市民にかかっていると思う。
- ◆ 具体性が一般市民には分かりにくい。市民に開かれたものになるようにして頂きたい。
- ◆ 奈良市がこういった関連でこれまでやってきたことはどういったことであったかを説明していただき、それを踏まえて、こういう条例を作ることの必要性を説明して頂くと、皆さんも理解しやすかったと思う。この条例の位置づけ、これが発展して自治基本条例という方向に行くのか、あるいは、この参画協働条例は、別途自治基本条例を想定した上で、それとの整合性をもってこの条例を位置づけているのか、そのあたりを明確に、ある程度の方向性を提示していただいたほうがいいのではないかと。他都市でも市民公益活動の促進に関わる特化した条例があるが、そういったものとの兼ね合いをどのように考えればいいのか、基本的な位置づけを説明頂きたい。
- ◆ とても練られた条例であると思うが、非常に難しい。市民公益活動にはこういう事例があるといった例を挙げていただいたらありがたい。
- ◆ 東大阪市も旧市が集まっていて、アイデンティティが出来ていない都市である。奈良のような都市であれば、どの市民の中にもそういったアイデンティティがあって、それを結集したひとつの地域政策を条例化されるのかと思います。関心を持って今日は参加させて頂いた。また、地域自治や個別の自治にどう踏み込んでいかれるかについて関心がある。
- ◆ 私は自治連合会の会長をしており、定例会の中で今日の意見交換会について聞いて

きた。この条例案を読んでいると、私たちからすると非常に抽象的である。一般市民の方から見ると、何をしようとしているのか、われわれの日常とどのような関係があるのかがわからない、というのが実感である。一般市民の目線での具体的な提案がなければ分からないと思っている。

- ◆ なんとなくはわかるが、詳細がわかりにくい。特に、まちづくり基金を創設し寄附文化をつくっていくということであるが、具体的にどうするのが分からない。実際に活動していて、何某かの支援を頂けるのであれば、そのシステムはどうなっているのか、そのあたりが見えてこない。
- ◆ 条例をつくる前にこのような意見交換会を設けられたということに意義を感じている。20年間奈良でボランティア活動をしていて、やはりこのような条例を整備しないとなかなか進まないだろうと思っていたので意義深いと思う。
- 条例がつくられる背景であるが、奈良市には参画と協働の基本方針を示すための「奈良市ボランティア・NPOとの協働に関するあり方指針」というものが3年前にできた。ところがわずかこの3年の間に時代遅れになってきたので、もう一度これを新しく作り直そうとしたが、それよりも、もっとしっかりとした条例というものが大事なのではないかということになり、条例の検討に入ったというのが実態である。この条例を受けて、第2次の参画協働基本方針のようなものや、あるいは計画がつくられていくことになるはずであり、その中で具体的な支援の制度などが詳しく決まっていくということであり、この条例はそのための基礎工事だと思って頂きたい。今日は、NPOなどの市民公益活動をされている方々も来ておられるし、自治会など地縁団体の方も来ておられる。この条例は、そのどちらも対象にしている。どちらも市民公益活動団体と見なしている訳である。奈良市の場合は、この両方に対する施策を平行して進めざるを得ないというのが私どもの判断であった。コミュニティにたいする対策が昔ながらの自治会対策に留まっていた。それも20年前のままで。それと、NPOに対する支援制度も具体的に定義されていなかった。各部局が個別ばらばらにNPOとお付き合いしていた。そこで、市として、両方に対する施策をはっきりさせていかないといけない、ということがこの条例の出発点であったと思う。中身がわかりにくいというのは、基礎工事の部分に重きを置いているからだと思われる。支援制度や市民公益活動支援センターなどもこれから動いていくことになるし、支援するための助成システムも、これから作っていくことになる。
- ◆ まちづくり推進計画を策定するには、まちづくり推進課（担当課）であるのか、別途委員会を作るのか。また、既存のコミュニティ形成部会や参画協働部会、また、新しくできる市民公益活動支援センターの検討委員会などと、このまちづくり推進

計画策定との兼ね合いや、審議会との関係性が非常に分かりにくい。

- そのような懸念は感じているが、市民公益活動支援センター（仮称）は、これは建ちあがっていくものであって、待ってもらうことができない。進めていくしかない訳である。そのほか、総合計画などとの関係で、これが建ちあがっていくまでに横並びで連携しながら進めていくしかない。市民公益活動支援センターの中身にはいろいろな制約があると思われるが、その制約の範囲の中で進まざるを得ない面もある。
- ◆ 推進計画はこれから決まるわけであるが、その推進計画に私たち市民がいかに参画できるのか、そのあたりはどうなのか。
- それはこの条例に書いてある通りにされる。まず、審議会委員は一定程度公募をかけ、また案ができてくる途中の段階で、このような合同勉強会であるとか討論会などでみなさんに諮っていくことになると思う。そして最終提案の一手手前でパブリックコメントを行うことになる。
- ◆ それは非常にいいことであるが、具体的な案になると推進計画が骨だと思う。その推進計画が適切であるかどうかにかかってくると思われる。
- もちろん、この条例に基づいたやり方をしなければ条例違反になる。
- ◆ 推進計画は、まちづくり審議会で作るのか。
- その審議会が作ることになると思う。
- ◆ 別途、推進計画の委員会を発足させる訳でなないということか。両方に読み取れるが。
- この条例に基づく審議会が作るべきであると思っている。
- ◆ 別でも構わないが、審議会がこの条例に基づく全体をマネジメントし、評価検討するための審議会であって、まちづくり推進計画は別途それを定めていく、あるいは基金条例の制定は別途検討していくということで、そこに市民が参画していくという流れで考えているのか。
- それはいろんな方法がある。いろんな方法があるが、この審議会をつくる際には、この審議会の専門部会として任せていくという方法もあるわけで、審議会と無関係に、基金の委員会や計画の委員会をつくるほうが矛盾している。だから、あくまでも審議会が全体をコントロールしながら、という形になると思われる。
- ◆ この審議会は、内容的に非常に重いものになると思われる。行政が行う予算執行、あるいは予算算定、そういったことにもそちらの方からコメントが入っていくことになると思うが、予算の策定以前に、このまちづくりのコメントが入っていくのか、あるいは、予算が執行する方法についてこちらからの目が入っていくのか。
- 執行過程の細かいところにまで審議会が入っていくことはないと思われる。ただ、

基本的なルールや結果報告、評価などについては審議させていくべきだと思う。通常、審議会は、諮問されない限り方針は出せないが、この審議会は、自らが「こうすべきではないのか」と意見を言う能力は持っている。

- ◆ 市民の意見を吸い上げようとする、市民はいろいろなことを言ってくると思う。予算執行についても、いろいろなコメントが市民から出てくると思う。
- それは、予算執行過程の概念であり、審議会と言えども、その細かいところまで口出しをすれば、審議会に与えられている権限を越えることになると思う。予算総額に関して意見を言うことはできると思うが、また、その執行については後になって評価するということはあると思う。
- ◆ 予算執行は、活動ができるような予算のシステムをつくっていただかないと、お金のほうは関係ないと閉められてしまったのでは意味がない。
- この使い方はいけないとか、そういった話ではなくて、こういう予算の使い方はできませんかということは提言できると思う。しかし、そこからあとは議会が決めることで、そこまで口を出すと、議会は何のためにあるのかと言われることになる。審議会に過剰な責任を負わせるということは難しい。
- ◆ 第2条で、「次に掲げるものを除く」という文言があるが、ウ、「政治上の主義」とはどういうことを指すのか。まちを良くするとか、国を良くするとか、そういったことはいいのか。
- 構わないと思う。政治活動というのは、「私の党に票を入れてください」とか、「私に1票ください」とか、「あの人には票を入れない」とか「あの党を信じるな」とか、そういったことであり、まちづくりの中に政治が出てくることもあり得るが、ここで議論することは決して政治活動ではない。非営利、非宗教、非政治というのは、社会教育法上の除外規定と同じである。営利の学習、宗教の学習、政治の学習というのは、生涯学習の中では進められている。市民が自立のための営業の学習をする、市民が宗教学習をする、市民が政治学習をするなど、それが禁止されていっては何の役にも立たない。それが具体的な言葉になるとややこしくなるわけであって、ぎりぎりのところまでは認められると思う。
- ◆ 市民が行政と関わりなく、自主的にまちづくり活動を行っている場合に、市民自治についてとするならば、まちづくりについて市民が自発的に努めていくということに意味を見出し尊重するという視点があると思う。どこかで触れているのかどうかわからない。
- 自主自立や主体性ということはかなり意識して条文構成を行った。
- ◆ 市の職員に対する研修ということは挙げられているが、職員も積極的に取り組んでいくという姿勢を促していくために、責務的な意味合いのある文言を入れればどう

か。

- ◆ 市政に対する市民の意見や提案を、市政に反映する努力義務という形で明記するとか、市民からのいろいろな意見や提案に対してどう対応していくのかというところが必要なのではないか。職員のみなさんが全庁的にこういった考え方を認識してもらおうための条文がどこにあるのか。
- 条文としては、第9条の3がそうであり、市政反映は第13条の第1号と第2号、そして第14条のパブリックコメントがそうである。職員への市民活動の勧めであるとか、職員自らも生活者となるべきであるとか、そういったことは条例に書き込むのは難しい。一職員にまでそれは強制できないので、実施計画の中で書き込もうという話になっている。
- ◆ 京都市では、市民参画推進条例の中に入っている。それを参考にすればいいのではと思う。京都市は先行的に、市民参画推進計画をつくって、それを踏まえてから条例をつくっている。奈良市ではそういった前提の調査研究をせずにいきなり条例になっている。
- 京都市の条例も参考にしてみたい。
- ◆ 市民の声を、どの窓口にどのように取り入れるのか。まちの安心安全に関わることであるが、私は先日、自転車の事故で骨折した。そこを警察が現場検証したが、通る人がみな「ここは危ない」と言った場所である。坂になっており、高校生がフルスピードで走るから、後ろからぶつかられる。そういったところはそんなにたくさんはないと思うが、危険箇所というものはある程度分かるので、そういったところはどうするのかということ提案しようと思っても、どこへ言っていけばいいのかわからない。
- 理想的にはどこへ言っていってもいいと思う。
- ◆ 一応、市民安全課にお話させていただいたが、そこだけではなくて、そういったことがまだまだたくさんあるのではないかと思う。
- それは、安全面だけではなくて、福祉や環境など全てにわたって言えることであって、例えば、ここは福祉の所管ではないのと、ふたを閉めてしまうような役所であっては困るわけである。この条例の精神からいくと、全部が窓口になる。
- ◆ でも、予算がないから今すぐはできないと言われる。
- 課題や問題点を、どれだけ情報として集約して、その中で優先順位をどうするのかということである。なんでもかんでも言っていけばいいということではない。また、自治基本条例にいきなりできないのかという質問もあったが、私たちは正直言って、今の奈良市役所にも、そして奈良の昔からの旧住民と新住民の考え方の中にも、そこへいくには、どちらにもまだ随分、認識が足りないのではないかと思っている。

NPOは頑張っている、地域の自治会も頑張っているけれども、そこと行政とのコミュニケーションパイプがうまく設計されていない。だから、これを機会にお互いが変わっていこうではないかということにはなると思う。

- ◆ この分野における、奈良市クラスの都市と比較すれば、一番遅れているのではないか。奈良市自体が、こういったことに対して取り組んでいこうという基本的な姿勢や意識、能力がなかったのではないか。だから、この条例が基礎となって、勉強しあってやっっていこうという流れが出てくると思う。
- これがいい核になると思っている。
- ◆ そういう認識で、行政システムがこういうことに対してどれほど真剣に取り組んでいるのか。例えば、庁内で研修会を開いたのか、職員の方に対してこの条例に関する研修会を開いたのか、検討会をしたのか、そういったことである。勉強してくださいということである。そうでなければ、この条例は形だけになってしまう。
- これがチャンスであると思う。この条例を突破口にすることで、行政を改革していくエネルギーにもなるであろうし、仕組みにもなると思う。職員研修は何度か行った。私も2回ほど講師をさせていただいたが、ただ、やはり全体に浸透はしていない。
- ◆ パブリックコメントについて、ホームページなど見ても、出されているものが少ない。パブリックコメントは出来上がる前に行うものであるが、実際に出されて回答があがっていても、それによって変わることはほとんどないようである。もう少し前の、変わる余地のある段階で、こういった案があるがみなさんの意見はどうなのかといった勉強会的なもので市民に公開され、自治会などに通していただけるといいと思う。自治会に限っているわけではないが、自治会を通さないと市民の意見が市のほうへ上がっていかないのではないかとと思われる。
- その弊害をなくそうとした条文が、第2条の第1号である。今のご意見は、案がほぼ99%確定しているのにパブリックコメントをかけても、「内容はかえられません」という返事しか返ってこないではないかというご指摘だと思う。だから、この条例では、「市の施策の企画立案の過程から実施及び評価に至る各段階において」と書いている。つまり、“こんな構想を考えているが”という段階で市民参加をしてもらったり、公開討論会をしたり、意見交換を行ったりと、とても手間のかかることを要求しているわけである。
- ◆ 私はパブリックコメントをしたが、質問に対して答えないというようになっているようだ。しかし、市民の意見にはきちんと答えるべきである。今日の議論も全てオープンにして、市民の方々に発信すべきだろう。結局、みなさんが条文を読んでも中身が分からない、だから質問をしたいが、その質問に対しては、答えないという

形でだいたいパブリックコメントをとっている。こういった条例であるからこそ、答えなければならないのではないか。

- つまり、あなたの出されたパブリックコメントに対する回答が来ていないということか。
- ◆ もちろん、回答の仕方はいろいろあると思うが、質問したことに対してリアクションするということが保障されていない。
- ◆ パブリックコメントは、今、インターネット上と、あとはどこから見ることができるのか。
- ペーパーで各出張所や担当課に置いている。
- ◆ あまり、市民みんなに浸透していないのではないか。
- ◆ まちづくり基金というものができれば、公益活動に対して助成をするということだと思うが、現在奈良市が随時的にやっている補助金というものも、この際、一旦ゼロにして、洗い直すべきではないのか。
- いずれは避けられない問題ではあるが、補助金の整理というものはそんなに短時間ではできないと思われる。基金がうまく動き出したと思われる時期に、補助金の整理を市民参加で考えていかなければならない。
- ◆ 例えばAという団体にずっと補助金を出しているとする。その場合、本当にその活動に公益性があるのか、市の税金をそこへ出してもいいのかどうか審査せずに補助金が交付され続けている。そのあたりの整理をしないとイケないのではないか。
- ◆ それは、個々の事務事業単位で、必要か不要かということを検討し、仕分け作業を行わないとイケないと思う。行財政改革のセクションの中でそれを行っていかねばならないと思う。
- ◆ どんどん新しい団体ができてきて、今の視点を持ったいい活動をされていても、そこへは改めて市から補助金はないわけである。しかし、長年にわたりずっと補助金が出ている団体もあるというのは、市民の感情として、自分たちが活動しようとするときに足かせになると思う。
- ◆ 本当に補助金などを見直してはどうか。今は、わずかな金額をばら撒いているだけのようである。それもまとまると金額は大きくなるが、本当に有効な補助金として使われているのかどうかは、わからない。
- ◆ とにかく奈良市も、大阪市のように全部公開することである。
- ◆ 市民による公益的活動に公平で公正に補助金を出して欲しい。
- ◆ 市民のために使われるのであればいい。
- ◆ それを誰が判断するのか。
- ◆ それは市長なのではないか。

- 市長だけではなく、市民参画型で補助金見直しのようなものを行えばいけない。私は、他の市で補助金の見直しを行ったが、やはり上層部のほうからは抵抗があった。そういう壁もあるが、それを突破するのは情報の公開しかない。団体が市民に向かって説明責任を果たすということである。みんな、それを行政に向かって言うので、行政も困っている。団体が一般市民に向かって説明責任を果たすというほうが正しいと思う。お互いにどちらもが行政をたたくのではなく、市民同士が対話しないとだめである。
- ◆ それは必要なことである。条例制定がいつになるのかということもあるが、今後、この検討委員会がこのような意見交換会を他でも行うとか、何かもう少し具体的に、条例の中身がわかるような意見交換の場が必要だと思う。あまりにも条例そのもの話では、一般の方が理解するには難しいのではないだろうか。
- 条例が成立する以前にこのようなものを実施しているのは本道であるが、条例が出来上がってからも、この条例の活かし方や具体的な進め方についてのワークショップを実施する必要があると思う。
- ◆ もっと丁寧にやるべきである。
- 奈良市にしては、この意見交換会の開催は、珍しい。
- ◆ 意見交換会などを開催するのは当たり前である。珍しいと言っているはいけない。
- ◆ いつを目標にしているのか。
- 3月中には素案を完成しようとしている。

《 グループ2 》 担当：野崎委員、八坂委員

- ◆ 地域で実行委員として取り組んでいるので、その取り組みと照らし合わせて、条例の説明を聞かせて頂いた。とても、画期的なものだと思う。ずっと、組織の縦割りの弊害ということが言われてきたが、この条例をもってそれをどのように乗り越えるのかが、気になった。行政だけではなく、地域もやはり同じように縦割りの組織であることの弊害で、物事が進まないことが結構ある中で、この条例が制定された後、具体的な事業を行うとき、縦割りの弊害がうまく緩和されて、取り組みが進んでいけばいいと思う。
- ◆ 奈良県のほうでも、多様な自治体による推進ということで、NPOだけではなく、自治会や大学・学校関係、企業などと、いかに協働を進めていくかということいろいろ考えている。この条例の中では、市民公益活動団体の中に自治会のことが規定されているが、私が調べた中では、条例や指針の中で自治会をきちんと位置づけられているところが見当たらなかったのも目新しいと思ったのと、県のほうでも、このような協働を進めていくにあたって、皆さん方のご意見なども、参考にさせて

頂ければと思い、参加させて頂いた。

- ◆ 奈良県でも同じような取り組みを進めており、参考にさせて頂きたいと思い参加させて頂いた。条例の内容は、奈良県で考えているものと、ほとんど似たようなものになるかと思うが、奈良市が策定される条例なので、できれば、奈良県との連携というような視点についても入れて頂ければと思う。とは言え、県で何ができるのかと言われると辛いところもあるが、奈良県としても、同じようにボランティアの情報も持っており、拠点についても学園前のほうに西奈良ボランティアセンターを持っているので、いろいろな連携も図りながら進めていくということを、どこかに書いて頂ければと思う。
- ◆ 我々学校は、いつも地域の方々にお世話になっており、特に自治会の方々にお世話になっていることが多い。地域には、NPOなどの活動をされておられる団体もあるようだが、なかなか学校とは結びついていないのが現状である。学校の施設開放などでは、スポーツ団体の方々が積極的に活動されているが、学校としては地域の全体の活動がわからない。そういう意味で言うと、この条例が施行されたときに、どなたが中心になって旗を振って下さるのか、また、どのように全体の姿を見せて下さるのが、一番質問したいところである。もちろん、条例の中身については、学校でもできる中身を書いて頂いているし、我々学校の者も地域のいろんな方々と一緒に動きたいという希望を持っているので、このまちづくり条例ができて、これをきっかけにして、皆さん方が頑張っていらっしゃる中に、学校も一緒に入れて頂けたらありがたいと思っている。
- 今回、学校という言葉が、条例の中に入っているのは、まさしく、そのあたりにあると思う。学校と地域は、お互いに情報の共有が必要だということも、検討委員会で話し合ってきたところである。ただ、誰が旗を振るのかということについては、おそらく、「みんな」という答えになると思うが、それには皆さんの理解が必要だと思う。
- ◆ YMCAの場合は、公益活動団体ということで、生涯学習とか、国際関連とか、いろんな分野で活動している中で、我々としても地域だけではなく、行政、学校、それから、いろんな諸団体の方々とどう協働してやっていくのかということが、ひとつの課題になると思う。この条例を含めて、市民参画が促進されれば良いと思っている。
- ◆ 学校や公園に芝生を植えようという活動をしており、各学校にお願いに回っているが、奈良市では、植えてもいいと手をあげて下さる学校がない。2年目からの維持管理費に悩んでおられるようだが、NPO活動をどのように進めていくか、考えているところである。

- やはり維持費の問題は大変だと思う。
- 素案をつくる段階から参加をしている。いろんな議論百出の中でまとまったのが、この素案である。まだ、完全なものにはなっていないが、今日のこのような場で、皆さんからのご意見を頂き、それを反映できるのであれば条文の中に取り入れていきたいと思っている。今日、お集りの皆さんは、これらのことに関心をお持ちの方々だと思うし、また、専門の方々もたくさんいらっしゃると思うが、皆さんのご意見を賜って、今後の運営に参考にさせて頂きたいと思っている。
- ◆ 私は、今、自治会の会長をしており、来年度は順番で、その地区の自治連合会長の役割が回ってくる関係で、本日、参加させて頂いた。他に個人的に関与しているのは、奈良市の施設の指定管理者グループに入っているのと、まちづくりのNPO活動、それと、中学校区の学校支援本部などにも関わらせて頂いているので、この条例とも直接関わることが多いので、勉強させて頂こうと思っている。条例については、お金の問題や、場所を確保する問題、情報の共有などについて、具体的にどのように考えておられるのかをお伺いしたいと思っている。
- ◆ 条例そのものは、なかなかよくできていると思うが、「まちづくり」とは一体どんなことをイメージしたことになるのか、どうもはっきりしない。建物を建てるのがまちづくりなのか、どういうことをテーマにしているのかを、もう少し明らかにしたほうが混乱しないのではないかという気がした。私は、地域で福祉という立場で、まちづくりを行っており、そういうことも入っているとは思っているが、皆さんの受け止め方がいろいろだと思うので、もう少し具体的なイメージがあればいいのではないかと思った。
- 今、まちづくり条例と書いてあるが、では、『まちづくり』とは何なのかという定義について、皆さんがイメージしておられるものを簡単に出して頂き、その後で、もう少し議論をしたいと思う。皆さんは、『まちづくり』をどうとらえられたか。
- ◆ 去年の春に、国の審議会のような形で、「地域福祉のあり方検討委員会」で結果を出したのが、「誰もが、尊厳をもって自分らしく生きられるまちづくり」である。要はこの言葉のとおり、若い人も、子どももお年寄りも、みんながそれぞれ価値感も、生活スタイルも違う中で、最後まで自分らしく生きられるということが、まちづくりであると、とらえている。
- ◆ コミュニティの再生、地域コミュニティの活性化というか、従来、地域コミュニティが担っていた機能が、最近、衰えてきているので、それをみんなの力で戻したいという活動をイメージしている。
- ◆ 『まちづくり』というのは、この第3条の（1）から（5）までに書いてある内容かなと思っているが、もう少し違った角度から言うと、第2条の（2）の協働のと

ころに、“協議しながら共通の目的である公共的な課題の解決のため共に取り組むこと”と書いてあるので、その“公共的な課題の解決”ということが、『まちづくり』になるのではないかと思う。一人ひとり、自分の所属する団体によりテーマが違われ、地域によってもテーマがバラバラなので、一概には言えないが、一番身近なものは、安心安全のまちづくりであるとか、子どもの防犯パトロールであるとか、環境の美化活動であるとかになるのではないかと思っている。

- ◆ 学校内部のことは、さておき、地域の自治会は自治会で動いておられ、市からの金銭的支援もある。一方、NPOの方々は地域を離れてもっと広いエリアで活動されているが、資金もほとんどない状態で動いておられる。この辺の動きをお互いにわかっておられないと思う。お互いの関係をどのように理解し合うのか。例えば、命に関わるような安全安心、環境問題などは、NPOのテーマは違っても、地域住民としては一致して動ける共通のテーマだと思っているので、これらのネットワークを作りながら、共通のテーマで動けることが、まちづくりの一番の基本なのではないかと思う。そこから、だんだん派生して、他のことにも広がって、本当に我々のまちというのはどのようにあるべきか、ということに広がっていくのではないかと思う。まず、ネットワークをしっかりとつくれるような、そのような環境になって欲しいと思う。
- ◆ 私は、『まちづくり』というのは、どのようなまちを作りたいかという願いだと思う。それが非常に鮮明にあって、そのために、市民が意識をもって参画していく、そして、学校やいろんな団体と協働していく、それによって、このようなまちづくりができるんだよ、そのためには資金が必要なんだよ、というイメージがあった。なので、この第3条に書かれたような「まち」にしたいと思いがあのではないかと思う。いかに、命が大切かということと、また、身近な願いとしては、平和なまちを作っていきたいというイメージを強めていけばいいのかなと思っている。
- ◆ あまりにも『まちづくり』という言葉が大きいので、定義しにくいのではないかと思っているが、今言われたように、もう少しまとめられたらいいのではないかと思った。
- ◆ 私は、『まちづくり』というのは、第3条でほとんど網羅されていると思うが、そういう意味では、非常に広い範囲であると思う。自治会やNPOが、まちづくり全体をカバーできるものではなく、その一部を行うことになるので、そこに、いろんな主体が関わって、全体として『まちづくり』ができればいいのではないかと思っている。私の住んでいる地域は、サラリーマンの方々が多いため、地域との関わりやふれあいが、非常に薄いと感じており、それが課題であると思っている。特に子どもたちとのふれあいも少ないし、地域住民もお互いに知らない者同士が多いので、

それに役立つことを何かやりたいと思って活動している。先ほど、ネットワークという言葉が出たが、それがどんどん広がり、全体でこのまちをこのようにしようという気持ちになれば、いいまちづくりができるのではないかと考えている。

- ◆ 第18条に「市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」を定めるとあり、「市長が、定めなければならない」とあるが、「市長が定める」というのは、どういうことなのか。我々はこれにどのように関わっていくのか、どう繋がっていくのかということを感じた。
- まちづくりに関して、課題として検討委員会に報告させて頂くのは、もう少し鮮明さが必要だということと、もう少し突っ込んでもいいのではないかとというのが皆さんのご意見かと思う。それと、改めて今、ご質問を頂いた「市長は」という部分であるが、首長は、継続性の問題があり、首長が変われば施策の中身も変わるのかとか、いろんな問題がある。やはり、市政の最大の責任者は市長なので、「市は」という曖昧な言葉ではなく、「市長」ご自身が責任を持って市政を運営していくという意味合いであったと思う。
- 「市は」というと、議会も含まれるので、執行機関のトップである「市長が定める」ということで、責任を明確にしていると思う。
- ◆ この条例は、「まちづくり推進計画」であると理解すればいいのか。
- 「条例」の中に「推進計画」がある。「推進計画」とは、各課のいろんな事業を体系的にまとめたものであり、それを作成するのは、やはり、市の責任者である市長になる。しかし、それらを定めるときには、市長が勝手に決めるのではなく、市民の方々からもいろんな意見を伺い、先ほども説明があったが、意思形成過程や政策形成過程など、いろんな過程において、市民の方々の参画と協働によりなされることになる。しかし、最終的に定めるのは、「市長」になるので、このようにご理解頂きたいと思う。
- ◆ 先ほど、奈良県の方も、このような条例を考えておられるように伺ったが、その場合、先ほどの話のように、「知事は」ということで始まるのかということと、まちづくりについて、県は県でご検討されたのか、また、県民に対して、何か示されているのか。
- ◆ 奈良県では、平成15年に「ボランティア・NPOとの協働ビジョン」という指針を策定したが、それからもう5年も経過しているため、今年の8月から、協働推進円卓会議を設置し、そこで、このビジョンを見なおしていこうということになった。ただ、奈良市のように、このような条例を策定するか、具体的なことまでは決まっていない。しかし、考え方としては、奈良市が考えておられることとほとんど近いと考えている。ただ、『まちづくり』という言葉を使うかどうかはわからないが、

みんなで協働して一緒に地域をよくしていこうという思いで、『地域貢献活動』というようなものを考えている。『まちづくり』という言葉は、どうしても古い街並みや景観をよくするとか、ハード的なものをイメージしてしまうので、『地域づくり』というようなものになるかと思っているが、正式に決まった訳ではなく、奈良市に追いつけていないという状況である。

- せっかく作るのであれば、奈良県も奈良市も、情報公開して欲しいというご意見かと思うが。
- ◆ 気持ちの奥では、そのように思っている。
- 先ほどの課題に加えて、今、頂いた課題は、奈良県と奈良市の整合性というか、情報公開をして欲しいというご意見である。その他に、先ほどから、情報の共有とか、自治会とNPOの話とか出ているが、皆さんが実際に活動しておられる中で、この条例に関して、こうして欲しいとかいうご意見はあるだろうか。
- ◆ 自治会とNPOと両方の立場から見た場合、自治会や、地域の社会福祉協議会や老人会には市から金銭的支援があるが、NPOには金銭的支援がない。活動内容としては、どちらも、公益性、公共性のある活動を行っているのに、自治会などの伝統的な団体には金銭的支援があり、NPOにはないという実態なので、この条例を機に、基金のこともおっしゃっていたので、その辺の見直しもして頂けたらと思っている。
- 基金の対象として、NPOへの支援についても考えるべきなのではないかというご意見である。
- ◆ 自治会や社協は、市からの援助があるので、ある程度、地域のことはできるが、NPOは同じような活動をしていても、他から助成金をもらってきたりしない限り、資金が得られない。場所もない、お金もない、そういう点ではとてもハンディキャップがあると思う。この辺りを考えて頂き、いろんな面における金銭的支援のバランスを考えて頂きたいと思う。
- 現場としては、両面を体験されておられるので、かなり限界があるということが課題のようである。基金の中身を検討する時に、大元の補助があるところと、そうでないところについても、考慮すべきだというご意見である。
- ◆ 基金のことになるが、先ほど、寄附文化というご説明があったが、なかなか寄附文化というのは、今の状況では難しいと思う。この基金の柱というか原資は、寄附金を考えられておられるのか。
- まだそこまでは煮詰まっていないが、当然、税金の中から定期的に積み立てていくが、それ以外にも寄附金を募るという議論であったかと思う。また、企業からの献金なども考えているが、柱となるものは、やはり市からの出資金がベースになるの

ではないかと思っている。

- ◆ 寄附をするときに減税措置をされるとか、そのような扱いができれば、寄附も、し易くなるのではないかと思う。
- 寄附文化というのは、言葉では奇麗だが、実際、なかなか難しい部分があると思う。
- ◆ 小学校区単位では、自治会、地区社協、民協などたくさんの団体があるが、行政と市民のいろんな団体と協働するとき、それらの団体を取りまとめる機能がない。地区社協が中心に取りまとめられているところもあるが、ただ、号令一下で、ものごとが進む状況にはなっていないところが多い中で、例えば、組織にとって中立的な立場で、事務局的な機能を果たすキーパーソンとなる人がおられたら、情報の共有にしても、スムーズに進むことができるのではないかという気がする。それが中学校区単位でもいいし、全体をコーディネートできる機能を果たせる人がいれば、いいのではないかと思っている。
- 方法論としては、まさしく、その通りだと思う。先ほどからご意見に出ている情報の共有や、すべての根源は、コーディネーター的な役割をすることが明確でないというのが、課題なのではないかと思う。窓口を作るということもひとつの方法だが、市全体の窓口ではなく、地域での窓口をきちんとすることだと思う。
- ◆ 情報が末端まで、うまく伝わるようにすべきだと思う。
- ◆ 中学校区の学校支援本部というのができたと聞いたが、これが、機能としては、その方向なのかなと思っている。子どもというのが中心になっているので、高齢者の福祉などまでは、手が回らないと思うが、地域と学校がいろいろ支援し合おうということなので、中学校区ということでもまとめていけばいいのではないかと思う。中学校区は複数の小学校区で構成されているので、範囲もかなり広がるが、いろんな活動やいろんな情報があるので、いいのではないかと思う。
- ◆ しかし、中学校区になると顔が見えない弊害がある。小学校区であれば、みんなの顔が見えているが、普段顔を見ない人たちの集まりというのは、支援活動を行っていても、非常にネックになる。

《 グループ3 》 担当：室委員

- ◆ この条例は、まだ出来ていないようだが、市民参画協働ということなので、もう少し踏み込んだものなのかなと思っている。今までは自治会活動というような活動しかなかった。NPOの組織を立ち上げたり、そういうことはあつたにせよ、自治会の中でも困りごとがあったとき、なかなか解決できないことが結構ある。参画協働というからにはもっと幅広い活動をしたいという意図があるのかと思って見させて頂いた。自治会活動といえば、ただ会議を開いているだけで、全く問題解決が出来

なかったり、儀式的な取り組みで終わっているように思う。私の子どもは障がいを持っているが、障がいに対する支援は今まで遅れていて、今、急速的に変えようという試みがある中で、障がいを持っていない方には、やはりなかなか分からないし、疑問や不満がいろいろあると思うが、それを率直に出せず、解決に至らない。ほとんどが陰の声である。そういったことも踏まえて、この条例の中で改善していくような方向を考えていくということなのかと思った。今までの既成のものではなかなか解決できないし、法規制で持っていこうというような強力なものではなくても、ちょっとした心の問題やお金の問題があると思う。それを、このように意見交換会をすればお互いが理解できるのではないかと思う。

- ▶ いままで奈良市には「まちづくり条例」はなかった。先の説明にもあったように、これから20年、30年先を考えたときに、奈良市はこんな風になっていたらいいなというひとつのビジョンを基に、それを実現していくのを行政に任せていたらいけない。住民が一緒になってやらなければいけないのではないかということで、「参画と協働によるまちづくり条例」として、今回、法的な位置づけを明確にするために条例化しようということである。地域での悩みや課題はいろいろあるし、すぐに解決できない面もあると思う。しかし、この条例の中で、「学校の役割」というものを明記し、地域が良くなっていくためには学校も、もっと地域の中に入っていかなければいけないということ、そして地域全体として取り組みができるように持っていこうということと、そして、この中に自治会という地域自治組織なども条例の中で位置づけをしたということである。
- ◆ ここには、「奈良のまちを世界に開かれた、多様性に富み」と書いてある。いわゆる文化遺産の問題もあるが、奈良というところは、旧市内と西部地区とでは全く違う。そういうまちづくりをしないといけない。奈良というと文化遺産ということで、そういうことをベースにしているいろいろと行政も行っているが、二極分化している実態を理解されていない。
- ◆ 都祁・月ヶ瀬地区はまた違うし、奈良はまちだけではない。つまり「まちづくり」という名前がおかしいのではないか。いわゆる市民があつまっている「まち」というものを考えることが、ピントがずれているのではないか。
- ◆ 文化財を持った奈良市の市民であることに間違いはないはずである。
- ◆ 「まち」の概念が違うと思う。「都会」という意味ではなくて、平仮名の「まちづくり」を考えればいいのではないか。
- ◆ 都祁の村の中でも、「まちづくり」をやっておられるではないか。
- ◆ 奈良と言えば、必ず、歴史文化遺産があって、それを継承していこうという話になっているが、実際住んでいる人間は、文化遺産に関係のない人間が半分くらいであ

る。我々は、現実には生きているのだから、生きている人間のことも考えるべきだと思う。

- 現実はそのだと思うが、何故、対立しなければならないのか。
- ◆ 奈良県から考えると奈良市というところは文化財をたくさん持っているまちに変わりはしないのではないか。
- ◆ それはそうだが、それは歴史の中のひとつである。
- ◆ 「まちづくり」という言葉自体が、みなさんの共通意識にないからである。だから、みんな何を言っているのかよくわからない。私が質問したかったのは、「まちづくり条例」という「まちづくり」の意味は、どういう意味なのか。一般的にいうと「まちづくり」というと、ハードの部分が結構多い。
- ◆ そんなことはない。ソフト面ではないか。
- ◆ その「まちづくり」という言葉の理解の仕方が、みなさん共通の意識がないと議論ができないのではないか。
- ◆ ハード面もソフト面もふくめての「まちづくり」であると思う。
- 昔は漢字で「街づくり」となっていて、それから「町づくり」になっていった。「村づくり」とかいろいろな言葉があった。もっと住民をきちんと踏まえてソフト面を中心にやっっていこうということで、ひらがなの「まちづくり」が30年くらい前から使われてきている。もともと村だったから「まちづくり」はおかしいと言われるかも知れないが、これを例えば「地域づくり」というふうに変えたら、地域とはどこなのかと言われてしまうので、今はひらがなの「まちづくり」というのが定着していると思う。
- ◆ この場合は「奈良市づくり」と思えばいいのではないか。
- ◆ 「奈良市」という「まち」ということであればいいが、地域差はあると思う。その地域差は地域差でいろいろな考え方を出し合って、それぞれに必要な考え方を組み立てていけばいいわけである。
- ◆ 今までの概念や固定観念をはずさなければならない。今は、外国人がたくさん暮らしていたり、文化が交じり合ってきているので、日本の昔からの「こうだ」という考えでは通らなくなってきている。そういうための「まちづくり」であって、いままで進んでこなかったところが進んできて、該当しない人は全くわからない。そういう中で、特に今、個人主義になって、地域での問題がとて増えてきている。そのための「まちづくり」なのではないかと思う。規範だけでは解決できない問題、法律にひっかからなければ、罰則がなければ何をしても自由ではないか、という人が増えてきているのではないか。
- ◆ そういうピンポイントの話ではなくて、奈良市というまちの中で、人が住んでいる

場所、景色、何もかも全部含めた奈良市というものを、私たちは市民としてどう関わっていくのかという話だと思う。

- 確かに部分的なものも大切だと思う。奈良市全体を良くしていきたいというときに、いきなり全部が一度に良くなるわけではないので、奈良市全体を構成している中のひとつの地域として取り組んでいくことも、うまく相乗効果で全体を良くしていくということになると思う。
- ◆ 日本はこうであるとか、奈良はこうであるとか、固定的に見ずに、いろいろな文化が交流するようになってきているので、そういった視線は大切だし、もちろん景色や環境もあるが、実際そこに住む人間をどう理解して、問題が吹き出したときに、市民参画でどう解決、改善していけるようにするのか、というそういう意図があるように思う。
- バックとしてはある。しかし、先におっしゃったように、「この文化遺産を大切にしていくなだ」と、そういったことだけを書いているわけではない。
- ◆ 奈良は、自治連合会という自治会組織がある。これが9ブロックに分かれている。こういう検討委員会の委員というのは、この9ブロックから代表者を出して、それをベースにして、あとは学校の先生など、そういうベースで、この「まちづくり」について提案しないといけないのではないかな。
- ◆ それは違うのではないかな。自治会だけが市民ではないと思う。
- ◆ 自治会の意見がすべての市民の意見ではないと思う。
- ◆ 市が、各自治会単位に集めてそういう議論をするのであれば、それはやっていただければいい。でも、それ以外にもいろんな活動をされている方もあるわけである。
- ◆ 自治連合会に入っていない自治会だってある。
- ◆ みなさん現状がわからないと思うが、学園南地区、道路の向こう側は風致地区である。ここは、風致地区ではない。あそこは大きな森であった。
- ◆ そんなことを言い出したらきりがない。
- ◆ そういう個々の問題には、こういう条例をつくって、その中でいろんな運動があつて、いろんな話し合いがあつて、そこで解決していくものであつて、今ここでその話をされても、ここで解決するようなものではない。
- ◆ 緑美しいまちづくりと書いているが、それを伐採してマンションや学校を建てている。そういうことを全部、行政がやっている。やはりその土地に関係した人の意見を十分聞かなければいけないのではないかな。
- そこで、みなさんの意見を集約することは大切だ。
- ◆ だから、検討委員会の委員の構成も、十分に吟味していただかないといけない。
- 検討委員会のメンバーは、奈良市自治連合会の役員の中から一人入っているし、社

会福祉協議会の会長も入っておられる。

- ◆ しかし、その人が我々に相談したかということ、そういうこともないし。そういうグループで下地を作ったうえで人選して推薦するということを、そういうふうにして集約していかなければならないと思う。
- ◆ こういう条例をつくるために、学識経験者や地域の代表の人や他にも10人集めて素案としてたたき台を作られた訳だから。
- 知らないと言われるかもしれないが、公募委員も募集した。
- ◆ それは知らない。
- ◆ 既にこういう条例案ができていますので、この中身を話して欲しい。
- ◆ だから、中身がこれでは、どうしようもないと言っている。
- ◆ では、意見を書いて出せばいいではないか。
- ◆ 意見を募集しているのだから、文書で出せばいい。
- ◆ いろんなことを、精査した上でやらないといけない。一からやるのであればこれでいいが、現状を踏まえた上でやっていかなければいけないのではないか。
- ◆ では現実どこが問題なのかということをおっしゃればいいのか。
- ◆ これではだめだと全否定されるわけか。
- ◆ これは土台なので、具体性のあるものにしていかなければいけないのではないか。これは市の憲法みたいなものだから、これはこれで結構である。
- ◆ これは、市議会を通過しないと条例として成立しないわけである。だから、今は、案の段階である。そこで、みなさんご意見を聞かせてくださいということで検討委員会が言ってこられたので、みんなで集まって議論している。
- ◆ ひとり何分と決めて意見をきちんと言いましょ。そうでないときりがない。
- まちづくり条例といっても、全てを包含している訳ではない。「奈良がこうなればいいな」と、そうするためにみんなが一緒にやりましょという、「参画と協働」によるまちづくり条例であって、この条例が通って、このあと、推進計画を行政としてどのようにまとめあげるのか、そこに住民の方の意見をどう反映させていくのかという、そういう流れになっていく。基本的な意見の仕方として、これでは駄目だということであれば駄目な部分をおっしゃって頂きたい。
- ◆ 駄目だとは言っていない。つくるとはいい。
- ◆ 「まちづくり」はとても範囲が広いので捉えにくいし、地域でも結構いろいろされているので、例えば、「環境問題を取り上げる奈良」とか、「音楽のまち奈良」とか、「平和を宣言できる豊かな国際性に満ちた奈良に育てていこう」というようなメッセージを、日本の国、まほろばの奈良として打ち出すような方向付けが出来るような「まち」なのかと思っている。桜井市を訪れたときに、駅を降りたところに「平

和宣言のまち」と書いた綺麗なトーテムポールが立っていた。

- ◆ 奈良市もそうである。
- ◆ 桜井市はこういうメッセージを出すぐらい、革新的な考え方の市なのかと、思わず見直した。奈良市もそういう意味合いのものを考えてみてはどうか。例えば、ドイツの環境問題はとても進んでいると聞くので、そのドイツと交流するとか。
- 何をするのかということでは、奈良市総合基本計画というものがあって、それに従って行政がやっていくので、何をやるかではなくて、どういうやり方をするのかである。それを行政が一方的に勝手にやるのではなくて、きちんと住民の参加を得てやってください、というのがこの条例の趣旨である。
- ◆ この条例はいいと思う。基金というのもあった。本当に、活動には資金が必要である。
- ◆ 「市民参画及び協働」と書いてあるが、「協働」という言葉はいらないのではないか。「参画」だけでいいのではないか。定義を見ると、「参画」も「協働」もほとんど同じである。「協働」を持ってきた理由は何かということ、市民がもっと働きなさい、と言いたいためだと思う。それは「参画」だけでも果たされている。「協働」というと市のほうが責任逃れをして市民がもっとやるべきだと言いかねない。それともうひとつ、地方自治体が今まで知恵を出しながらまちづくりを行ってきたが、改めてここで「まちづくり条例」が出てきた理由は何かということ、行政や自治会などのシステム的な仕組みだけでは、もうできなくなっているのでは、市民一人ひとり、組織に属さない人間の非公式な意見を全部くみ上げようということが目的だろうと思う。そのあたりをもっと強調してもいいのではないか。3つ目は、審議委員の中で、第16条には「公募などで広く求める」と書いておきながら、第20条では「優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する」となっており、行政のほうから委嘱することについて、矛盾はないのかという、技術的な疑問である。
- ◆ 基本理念はこれで十分だと思う。委員さんも専門家で、きちんとチェックしておられるわけだから、それをいかにやるかということが大事であると思う。こういうときには、それぞれの立場において、高齢者や、子ども、母親の問題など地域によっていろいろ課題があるので、そのように具体例を挙げて、地域のリーダーを選ぶ。そういう地域のリーダーが、少なくとも3年で3期、9年は務める。そこで、地域のリーダーはいい発想をもっているなどということになる。そして、基金的な問題が出ていたが、今朝も、定額給付金の話が出ていた。これは、消費の拡大というねらいがあるのでしょうが、そういったことも有効に使わせていただいて、まちづくりに貢献する。もう一点は、リーダーにはアクションのスピーディーな人を選ばなければならない。私の地域では、例えば「電灯が切れました。付けてください」とい

うと、すぐ付け替えてくれる。リーダーになる人は、そういう行動力のある人でなければならない。それが大事であると思う。

- ◆ それは条例ができてから考えればいいのではないか。
- ◆ 条例は基本的な理念であるからそれでいい。理念はみな同じである。安心して安全なまちづくりということでも動いている。そしていろんな問題点が出てくれば、地域行動改革推進委員というものを新たにつくる。そのようにすれば、もう少し奈良も活性化するのではないかと思う。
- ◆ このような条例ができるということはとてもいいことである。内容も、だいたい網羅しているのでいいと思う。重要なのは推進計画を立てて、実際にどのように推進していくのかということが重要である。いろいろな市町村のNPOに関わっているが、奈良市の場合、市民の参画が弱いように思う。市民の色が、行政の色になってくる。私は温暖化のことについて活動しているが、京都市などはもっと市民の動きがある。市民が行政を動かしていくぐらいの力がないと、この条例は動かない。それに、行政は人も足りない、お金も足りないという状況なので、市民も権利ばかり言うのではなく、私たちは「こんなことができますよ」と働きかけていかないと変わっていかない。そういうことを、いろんなところで見て感じているので、こういう条例ができて、推進計画をどうしていくのか。また、審議会の委員に関しても、おそらく専門家がある程度入って、公募委員を何名か募集されるという状況になると思われるので、そういったところに積極的に市民が応募すればいいと思う。関心があるのであれば、どんどん意見を文書で出していくべきだと思う。しみんだよりも、委員を公募される記事が掲載されているので、市民が積極的に関わるべきだと思う。とてもパワーがいると思う。
- ◆ いろいろやってきたが、やりだせばこちらが全部責任を持って動かなければいけない、お金まで出さないといけなくなる。それでは続かない。
- ◆ お金を出せとはいわないが、声はやはり出すべきである。
- ◆ 声を出すと、ものすごい反発がある。
- ◆ 中身を知りたければ、傍聴会もあるので聞きに行けばいい。
- ◆ この「まちづくり基金」というものがこの条例の中に出ているというのが、とても嬉しい。寄附金にしても、「ぜひ、まちづくりのために使ってください」とか、「このお金をこのために活用してください」という方が出てくると思う。NPOセンターではそういうものもやっているが、それはセンターだけのことなので、市民自身がそういうことを考えるべきだと思う。
- 今でもそれは、社会福祉協議会でやっておられる。
- ◆ すでに社会福祉協議会などに寄附をされておられる方々もいるが、でも一般市民は、

「お金なんて出したくない」と思っているのが現状なのではないか。

- ◆ 市民公益活動や市民公益活動団体という言葉が出てくるが、ここではじめて聞いた言葉である。これは公になっている言葉なのか。よく、市民団体とか、NPO団体という言葉は聞くが、公益活動というのが聞いたことがなく、ひっかかる。これはどこから出てきた言葉なのか。
- 20年以上前から使っている言葉である。我々のような市民活動側で使われている言葉である。単に「市民活動」と言えば、何でもいいのかということになってしまうので、「公益」を入れることによって、市民の公益的な活動という意味で、90年代から我々側が使ってきた。ここでは完全に「NPO」と言ってもいいのだが、NPOだけではない、もっと広い意味であると理解して頂きたいと思う。
- ◆ 奈良市がこういった条例を持っていなかったということを、今日、知った。それと、自治基本条例というのをすでに持ってらっしゃる市があるということも、今日の説明でわかった。そこで、この「まちづくり条例」は、もっと大きく捉えた条例なのかと思っている。こういう条例を持った上で、私たち市民が活動をきちんと行っていくということになるのはとてもいいことだと思う。しっかりやっていくことは、とてもしんどいことであるが、そういう後ろ盾ができたということかと思った。
- 自治基本条例のほうが上である。自治基本条例の中には住民投票など、他のことがいろいろ入ってくる。奈良県内では、生駒市と大和郡山市が案までできていて、まだ議会には通っていない状況である。我々は自治基本条例をつくりたいと言ったが、まだ奈良市の体制ではそこまでいかないので、その自治基本条例の中の「参画と協働」の部分にターゲットをあてていこうということで、このような条例になった。
- ◆ これは、市民がまちづくりに参画するためにはどうすればいいのかという枠作りを考えているのであって、個々のことは言っていない。個々のことは、この条例をつくってからやっていけばいいわけで、その前にこの条例を一般の市民によくわかる用語にして頂きたいと思っている。例えば「協働」という言葉があるが、協働とは新しい言葉で、わりと行政用語に近いものである。そういう言葉をわかりやすく解釈したものも必要だし、全体としてわかりやすい言葉使いにして頂きたいと思う。そうしないと市民も分からない。分からないからいろんなことを言い出してしまう。
- ◆ イメージとして「公益」とか「協働」という言葉が出てくると、昔の勤労奉仕のようなそういうイメージがどうしてもある。
- この条例に基づいて、きちんと市民参画するからにはこういうやり方でないといけないという枠作りである。「協働」という言葉も、行政と市民だけの協働ではなくて、市民間の協働など幅広い意味のものである。最終的には、解説集も作ることになると思うので、ご理解頂きたい。

《 グループ4 》 担当：川村委員、辻中委員

- ◆ この条例では、「評価をする」ことが書かれているので非常に良いと思った。
- ◆ 基金を設置するということで、寄附金を募るということであるが、その内容はどのようなものなのか。また、その基金の運営ということではかなり透明性も必要になってくるが、そのあたりをどのように考えているのか。また、義務と権利について謳われているが、義務ばかりが大きいように思われるので、整理して頂いてわかりやすくして頂きたい。
- ◆ 「市民公益活動団体」と「事業者」とあるが、社会福祉法人はどちらになるのか。同じ福祉関係でも、障がい者や高齢者に対してNPOとして事業をされているところもあれば、社会福祉法人の資格を取って事業をされているところもある。定義の中で、NPOで運営されているところはわかるが、社会福祉法人はどちらに入るのか。事業者といえば、営利を求める企業も入るが、社会福祉法人となると、むしろNPOに近いと思われる。細かいことであるが、条例をつくるときに、イメージするものが、微妙に違ってくると思う。そのあたりがわかりにくい。
- 検討委員会としては、市民公益活動団体の中に社会福祉法人も入っていると考えているが、最後に確認したいと思う。
- ◆ 気持ちとしては、社会福祉法人も、広く入れていきたいということもわかるが、定義ははっきりしてもらいたいと思う。
- ◆ 検討委員の中に市議会議員の方は入っているのか。
- 市議会議員は入っておられない。
- ◆ 市民が直接参加するという考え方を言うと、まず市議会議員が文句を言う。そういう調整はできているのか。
- メンバーの中に市議会議員は入っていないが、この条例も最終的には議会を通すということになる。
- ◆ では、議会を通らなければ実現できないのか。
- そうということになる。
- ◆ 先ほどの説明の中で、この条例は自治基本条例ではないということであったので、その点で、われわれの意見がいくらでも言えると思った。これはあくまでも、まちづくりのための基本条例であるという、共通の基盤の上で成り立っているということをはっきりしてほしいと思う。それと、こういう条例をつくるには、市民の意識改善と市職員の抜本的意識改善を行わなければ意味がないと思う。
- それを変えるために、われわれはこの条例を検討した。
- ◆ この中に、市職員の教育のことが書いてあるのはとてもいいことである。例えば、

公園で犬の散歩をしていますが、市民のモラルが低いので糞を持って帰らない。ところが、それは市がきちんと規制している。そのことを市の職員と話していたら、知らないと言うことがあった。市民が守らないのも当然である。そういうことをなくすべきである。

- ▶ 市の職員に対して教育をしていかなければならないし、また、これらの問題をまとめる窓口をしっかりとしなければならない。これははっきりとこの条例の中にもでてるように、担当課を明確にするというのは、大きな改善だと思う。
- ◆ 市の職員は、法令を遵守して、それを実行する権限を持っており、そして、市民の権限を制限する。一方、市民の行為を制限する禁止事項というのは条例にもたくさん書いてあるのに、それを知らない市の職員が多い。
- ◆ 市民のモラルというものはなかなか規制しにくいもので、いくつかのNPOや事業体でもひどいことをやっているところはある。それはある程度は行政指導でどうにかできるが、その行政指導が甘かったり、やる気がなかったりする。こういう問題は、この条例の守備範囲ではないのかということを知りたい。「まちづくり」という概念で、皆さん、何か物を作りましょう、活動しましょうということなのか、行政の質を良くしていこうというような活動も含まれるのか。例えば、敵対的かもしれないが、情報公開で「出せ」と言って、よく審議会みたいなことをするが「却下だ」というようなこともある。一緒にやりましょうとは言いが、ある程度距離を置いて、なれあいにならないような、オンブズマンであるとか、市からすると嫌がられそうな、そういったことも含めてのまちづくりが守備範囲なのか。この条例は自治基本条例ではないということなので、まちをきれいにしましょうとか、何かを一緒にやりましょうとか、そういう意味のまちづくりを言っているのかを知りたい。何も一度に包括的なことをやってほしいということではないが、イメージとしてまちづくりの概念を検討委員会ではどのように考えているのか。まちづくりや、市職員の意識も含めてどうお考えなのか。また、そういうことまでは、考えておられないのかという気がした。いい形で、善意でやっておられるところだけを対象としておられるようであるが、そうではないところのことはあまり考えておられないと思われるので、確認しておいて頂きたい。
- ◆ 市民参加ということで、情報が開示されることをある程度おさえていこうという部分はあると思う。行政側も情報を出すことで、おかしなこともできないし、情報を開示することで、皆が見ることになるので、ここはおかしいのではないかとチェックもできるわけであって、双方のいい部分での市民参加ということで、私は善意に見ている。
- ◆ 情報公開条例とかでもっと良くするとか、そういった広い意味での改善に過ぎない

のではないか。

- ◆ 個々の運営のテクニックは当然必要だと思う。そこまで落とし込んでやっているのかどうかという質問であるかと思うが。
- ◆ いろいろな条例が既にあるわけで、その条例を改善して、情報公開をもっと実質的にしていこうとか、そういった工夫であるから、ここには入れなくていいと思うが、専門の方がおられるからきちんとやっておられると思うが、この条例の守備範囲はたぶん、そんな包括的なことではないと思うので、情報公開であれば情報公開条例のほうでもっとやっていくとか、そういうようになっていくと思われるが、そのあたりのイメージがわからなかったのだ。
- 情報公開については、情報公開条例でということ考えている。これは「まちづくり」に関しての規定であり、自治基本条例とはまた違うが、その中で、公開もきちんとしていくということである。
- ◆ 私は素人ですから、これだけ見ると全部入っているのかなという印象を受ける。そうではないということを理解する必要がある。
- ◆ この条例（案）には、市民の参画ということが謳われているが、NPOなど各種の団体の場合は、比較的、意見を反映する場がある。ところが、市民参加と言いながら、全く、自治会の役員などでもなく、NPOにも参画していないというような個人の場合の参画の仕方が非常に難しい。どこへ意見を持っていけばいいのか、市に窓口を設けるとかということもあるが、なかなか個人が、その度に、市に電話して意見を述べるのも難しいし、ある意味、勇気がいることである。そういった意味で、一個人としての市民参加の仕方をもう少しわかりやすくしてもらえればいいと思う。
- ◆ NPOの場合には継続的な活動であるということが書かれているが、市民の場合はそういうわけにはいかない。しかし、ここには市民と書いてある。そうでなければ、市民は削除したほうが、はっきりするのではないだろうか。
- 世の中も変わり、まちづくりにしても、みなさんが市や組織に対して物を言わないといけない。市民一人ひとりがどこへ言えばいいものかと、片っ端から電話をして、アピールする、文句を言う、提案をする、こういう作業がどんどん必要になってくると思う。そういう世の中を我々としては期待しているわけである。
- ◆ 例えば、どこかに窓口ができて、その窓口の人が行政に連絡をしてくれて、次はその行政の職員がきちんと最後までやってくれるのか、又は、適当に聞いて適当な行政指導をしていないか、そういったところまで評価できるように、自分たちと市の職員を見てくれる窓口ができればとてもいいと思う。
- ◆ 結局、どこかひとつの窓口で受けるということになると、よくないと思う。やはり

こういう場で、円卓会議のような形のところへ行って意見を述べる方がいい。個人が言って個人が受けていて、その人の判断で終わってしまうと、本来その人の言いたかったことが相手に伝わらないということも考えられるので、窓口といっても、もっと違う形のものがあればいいと思う。

- ◆ この第2条の定義に、公益活動団体といっているいろいろと並べてあるが、この中核はどこと考えているのか。私は自治会でないかと思う。自治会というのはほとんどの市民が参加している団体である。一部参加されていないところもあるが、市が、こういう会合があると言ってくるときには、自治会を通して言ってくる場合が多い。自治会は無視できないわけである。ところが、自治会に対して市からの働きかけが不十分であるからと文句を言うと、自治会は自主団体であって市は主導する立場にないというような発言をする。そんなことを言っているのは、自治会自体がない地域をどう指導していくのか、どう盛り上げていくのか、ということになるので、やはり中核団体があればいいと思う。例えばボランティア団体にしてもNPOにしても、何かの目的で何人かの人が集まって組織しているわけだから、その下部組織に入っている人たちはみんな自治会の会員だと思うが、会員にしないといけないと思う。その点が非常に曖昧である。
- ◆ 自治会を中心にして、やったほうがいいのかというご意見なのか。
- ◆ いえ、中核団体をどこに見ているのかということであって、私は自治会を中核団体と見るべきだと思っている。市民の大半が入っているので、それを軽視してはいけないと思う。
- ◆ 自治会が機能していれば新しいものをつくる必要はないのではないかと。自治会でいい訳ですから。
- ◆ 自治会でいいと思う。環境の問題にしても、まちづくりの問題にしても、ほとんどの活動を自治会はやっている。
- ◆ 活発にできていないところもあると思うが。
- ◆ 活発にやればいい。例えば防災の組織、これは条例もできているが、そういうものも自治会に働きかけてやっついていかないと出来るはずがない。
- ◆ それで、新しいことをつくらうとしているわけだと思う。
- ◆ 得意、不得意があると思う。地域に関係しての清掃活動などは自治会が得意なことであると思うし、福祉ならどこか遠くの施設ではなく、今まで暮らしてきた地域の中で老後も暮らしたいということになるので、そういったことでも自治会が関係してくるし、それぞれにいろいろな内容があるのでそれはうまく得意分野で盛り上げていくことが大事だと思う。自治会もいないとか、NPOもいないではなくて、場合によってはそれらが協働していくことも、日常的な部分で大事なところがでて

くと思う。

- ◆ ボランティア団体でも、お金がなければ何もできない。だから自治会に依存して、自治会は自分たちで会費を出して、市からの交付金をもらって運営しているわけだから、そこからいくらか補助してもらって活動しているボランティア団体もある。福祉の問題にしても、民生委員などがおられるが、その人たちも自治会にリーダー的役割としてたくさん入っている。そういう人たちが密接に自治会の役員と連絡を取り合っていけば、いろんな問題を解決していく方法が見出せるはずである。
- 自治会にも、非常に進んでいるところと、そうでないところがあり、レベルの違いが相当ある。
- ◆ そうではあるが、そんなことを市職員に言うと、それは住民の問題だからそこまではタッチできない、というような言い方をされる。しかし、そこはやはり、足を運んで、役員を通じてとか、盛り上げていかなければいけないと思う。
- ではやはりこういった条例がいるということですね。
- ◆ 反対しているわけではない。とてもいいことだと思っている。ただ、参加する人たちがこれをどれだけ理解してくれるのか。
- そのための活動は必要であると思っている。
- ◆ 私の地域は住民自体も大変モラルが低い。役所の人たちも、自分たちの権限を放棄したような発言をされる。おかしいのではないかと思う。
- ◆ 私の地区は、4年前に合併になった都祁地区である。こういった基本的なものは、そのレベルの差を近づけるために必要かと思う。外枠をまず作って、レベルをここまで持っていけるかどうかは、行政の指導にかかってくるのではないかと思う。自治会は自主団体といっても、裏づけの経費もいるし、そういう意味でも、私としては、最低基準レベルをこれくらいまであげるといってほしいと思っている。合併以前は村だけだったので、自治会そのものではなく、地区には総代と呼ばれる人がおり、ラインができていた。そのために、自治会にしようとしたとき、かなりの抵抗もあり、なじまない部分もある。時間はかかると思うが、レベルが近づいていけばいいと思う。
- その都度、5年と言わず、時代に合わせて変えていかなければならないと思う。
- ◆ レベルに合ったように改善というのは時間がかかると思うが、一本化することは難しいと思われるので、そのあたりの差は容認していただきたいと思う。
- ◆ 自治会の話は、まだわからないが、私の周りには10代、20代、30代の人たちがいるが、本当の市民参画を考えたときに、そのような年代の人たちも本当に参画してくれるのかなという疑問があり、その部分をどうしていけばいいのかと思う。個人として行政などに働きかけていこうというような友達はあまりいないし、ボラ

ンティアに参加している人は、話だけでも聞きに言ってみようかという気はあるが、個人としては参画という意識はあまりないように感じる。

- ◆ 少ないけれどもいるはずなので、それをあなた自身の力で、どうやって一人を二人にしていくのかである。100人のうち30人もそういった人がいれば、世の中すばらしいわけで、だいたい、少ないのが当たり前です。何かを自分で発信していると、何年かたつと仲間ができるものである。
- ◆ 市で行っている「まちかどトーク」、これは言ってくればやってあげましょう、説明してあげましょうというもので、その中でも苦情や要望は受け付けたいと書いてある。市民の声を聞くと言っておきながら、困っている市民の苦情は聞きませんというのは、どうかと思う。
- ◆ 「受け付けたい」と言う前に、本当は、「受け付ける場合もあるし、受け付けられない場合もあるけれども、おっしゃってみてください」というのが基本である。苦情があれば言ってもらえけれども、全部に対応することはできないとか、聞くという態度がなければおかしい。
- これは、言い方の問題もあると思う。苦情にしても希望的に、「このようにしてはどうですか」と言うのであればいいと思うが。
- ◆ 例えば、行政指導が甘いとか、そういったことは苦情ではなくて、必要なことである。例えば、街路樹を強剪定している地域と、していない地域がある。これは、きっと、街路樹の枯葉が落ちて、雨に濡れてひどいので、どうにかして欲しいという文句を強く言う地域は、行政としても面倒なので、掃除するよりも、落ちる前に強剪定しているのだと思う。市内を走っていても、枯葉がバラバラ落ちている地域もある。このように対応が違っていると、どっちがいいとか悪いとかではないが、苦情とは一体何なのか考えさせられる。市にとって、役に立つ苦情もあるだろうと思うが。
- ◆ 市は管理意識がないというか、樹木のひとつも市の財産であると思う。この前、近所の幼稚園の周りの木を30本ほど切り倒した。なぜかという、金網の塀の部分に卒園記念に何かを貼りたいが、木があると見えないので、バサバサと切ってしまった。本当にそれでいいのか、市民の声なのか、と思った。
- ◆ 苦情というのはとても難しく、短絡的に見ると苦情なのかもしれないが、それをうまく解釈すると、すごく大事なまちづくりにつながってくるかもしれない、街路樹とはどうあるべきなのかということにつながっていくわけである。また、苦情を言った人も、そんな身勝手なことを言っただけなんだという学びの機会になるかも知れない。何か、リスクを負いたくないというか、責任になるようなことは、したくないというか、とにかく、無難で最悪の事態にならなければいいという感じな

ので、そこが、まちづくりのなかで心配なところである。

- ◆ この推進計画と基金と審議会の具体的な内容は、わかるようになってくるのか。これはその都度、開示、発表されていくのか。
- まだ、詳細を詰めていないので、わからないが、やっていくはずである。
- ◆ 推進計画はまだ出来ていないのか。
- それは、まだ出来ていない。
- ◆ 私は年をとりすぎて、この話がなかなか分からない。いろいろな講演会を聞きに行くが意味が分からない。今、マスコミでもよく言われているが、隣近所のコミュニケーション、近所付き合いについて、お伺いしたい。私は40年間、同じ土地に暮らしている。妻は昨年亡くなり現在一人暮らしであり、毎日車で走っている。われわれの班は16軒あるが、回覧を持っていったときに話をする程度で、回覧もポストに入れておくだけのときもあり、話をする場がない。40年居ても、顔も知らない、話もしたことがない人がいる。それを、どのようにすればコミュニケーションをとることができるのか、それが知りたくて今日は来た。どうすれば隣近所のコミュニケーションが図れるのか。
- それはやはり、ご自分で、図書館や公民館、生涯学習センターなど、そういったところへ出て行って、そういう仲間の中に入っていけないと、「誰も寄ってきてくれない」と言っていたのではいけない。榎原にある「健やか奈良支援財団」、これからコミュニケーションを図っていったり、一緒にやっていく活動、スポーツやウォーキングなど、そういった仲間の中に入っていくとだんだんと友達もできてくる。自分から入っていけないと、誰も「おいでおいで」とはなかなか言ってきてはくれない。
- ◆ そう言われるので、家の中にいるのではなく、車で外へ出て、講演会などに参加している。
- 車で行くのがよくない。自転車に乗ったり、歩いたりしたほうがいい。
- ◆ 基金について、先ほどの説明では、市の補助だけでなく寄附金を募るということであったが、寄附金と言うのはかなり難しいのではないか。どういう訴え方をするのかにもよるが、理解を得て寄附してくれることに期待をするのは非常に難しいのではないかと思うので、どうPRしていくのかという検討をしていって頂きたい。

【 グループ別意見発表 】

≪ グループ1 ≫ 中川副委員長

- 条例の中身がわかりにくい。この条例ができれば何が良くなっていくのか。
- いままでにこのような条例がなく、ようやく出来た。あったほうが良い条例であ

る。

- パブリックコメントについて、ほぼ完成間近な時期にパブリックコメントをされても、出てきた意見を反映しようがないのでは。
- 京都市の条例を見れば、市の職員自身のあるべき姿、このように自己啓発し、市民社会に参画するべきであるということが書いてある。そこまで踏み込んでどうか。
- まちづくりに関わって、「市民は～せねばならない」というような義務的な話が多いが、自分たちの主体性で行うまちづくりに対する、その主体性を尊重したようなニュアンスをもう少し強めた文章にしてはどうか。
- 基金制度が動き始めれば、必ず表面化してくるのが、既成の補助金制度との整合性はどうかという問題で、これは避けては通れないのではないかと。いろいろある補助金の中には、既得権化している補助金もあるのではないかと、それに比べて、基金で運用されて助成される時には、プレゼンテーションなどの公開審査があり、事後報告などの当然の義務がある。そうなれば、それに合わせて現在の補助金も洗いなおして、説明責任や公開の義務などを持ってもらうべきではないかと。そういう補助金整理も必要になってくるのではないかと。
- 既に構想が進んでいる「(仮称) 市民活動支援センター」の委員会と、この条例で設けるといふ審議会との関係はどうか。この条例にある計画をつくるのが審議会なのか。
- この条例は、コミュニティ型の自治会、町内会をコアとした、地域活動団体も対象としているし、市民公益活動団体も対象としている。この条例が施行される段階で、この2つの政策には当然弾みがつき、前へ前への進ませざるを得なくなるものである。
- 条例制定以前にこのような意見交換会を設けたことは、奈良市としては画期的なことである。条例制定後も、このようなワークショップを粘り強く全地域的に展開すべきである。そうしなければこの条例はなかなか動いていかないと思われる。

《 グループ2 》 野崎委員・八坂委員

- まちづくりのイメージをもう少し明確、鮮明にして欲しい。
- 県と市の連携を図り、情報の共有をして頂きたい。
- 基金を検討する際には、もともと補助金等が出ているところと、そうでないところがあるので、バランスがとれるような配分をお願いしたい。寄附金の所得控除についても、検討してほしい。
- 全体的にコーディネートできる方、或いは一本化できる窓口をどのように作ってい

くかを検討しないと、実質的な活動が活性化しない。

《 グループ3 》 室委員

- まちづくりという言葉がおかしいのでは。旧市街地と西部地域、都祁・月ヶ瀬地域では全く地域事情が異なるということを踏まえて議論が行われたのか。
- 条例制定後の推進計画が大切である。
- リーダーには、スピーディーで行動力のある人がなっていかなければならない。
- 「協働」という言葉はもういらぬ、「参加」だけでいいのではないか。「協働」という言葉は、昔の勤労奉仕のように行政が何でも押し付けようとするニュアンスに受け取れる。
- 言葉が難しい。一般の市民にもわかるような言葉を使ってほしい。「市民公益活動」という言葉もはじめて聞いた。

《 グループ4 》 川村委員・辻中委員

- 条例をつくりっぱなしではなく、評価する規定があることがとても良い。
- この条例の位置づけがわかりにくい。自治基本条例なのか、また、情報公開条例との関連がわからない。
- 条例策定後の方法として、基金や推進計画、審議会の具体的な中身についても、このような討論会のようなものは実施しようと考えているのか、また、それらの規定はいつごろできるのか。
- 基金について、その内容を知りたい。透明性が担保されるのか、また、寄附金を考えているようであるが、実際に寄附金とはどの程度集まるものなのか、かなり難しいのではないか。そういう意味で、この条例の宣伝などをどのように考えているのか。
- 義務と権利という項目があるが、義務ばかりが目立っていて、「させられている」ということの方が強い感じがする。
- 自治会や各種の団体にもレベルがいろいろあるので、協働していく上で、それを繋げるパイプ役が必要だと思われる。
- 社会福祉法人は、事業者に入るのか、NPOに入るのか。
- 市民公益活動団体とはどういったものなのか。

【 まとめ 】 新川委員長

- ・ グループごとの意見を聞かせて頂いたところ、私どもの提案に対して、適切に理解してもらいつつあるのではないかと感じた。何を狙いにして、どのような目標を達

成しようとしていて、それに向けて、どんな手順を用意しようとしているのかについては、ある程度、イメージに近いものができ、一定のご理解を得ることができたのかと思っている。

- 併せて、こんな条例は不要だというようなご意見も出るかと思ったが、さすがにそれはなく、一安心している。
- 本当に市民の活動を活発にしていくためには、市民参画やいろんな場面での協働を進めていくために、この条例の中身が多くの人に分かりやすく、使い勝手のよい、そういう条例にならないければ意味がないのではないかというご指摘が共通であったかと思っている。この点は、誠にその通りだと思いつつも、もう一方では、今回、皆さま方にお示しするためには、条例の条文の形にまとめなければならなかったという制約があるということをご理解頂きたいと思う。
- いずれにしても、言葉をできるだけ明確に定義することと、もう一方では、この条例が、誰をどのように拘束するのかということをごきちんと言明しなければいけないし、人によって解釈が違ってしまうようでは困るので、このような、分かりにくい、入り組んだ、ややこしい表現をしてしまっている。ただ、今後、この条例が制定される段階になれば、この条例をどのように理解すればいいのか、具体的にどういうふうに応用すればいいのかについては、この条例の解説書や、実際の運用にあたっての行政のマニュアル、それから、市民の方々にご理解頂くためのパンフレットのようなものは、用意すべきだとずっと思っていたし、検討委員会の中でも部分的ではあるが、議論してきたところである。
- 条例の文章そのものが、日常の言葉のようにもっと分かりやすい言葉で書き表わすことができれば、それにこしたことはないが、そうすればするほど、ますます、この条例が何をどこまでさせようとしているのか、わかりにくくなる、意味が曖昧になってくるので、今回は、従来の法令文書の形で出させて頂いた。これについては、全く努力をしないという意味ではなく、もう少し検討の時間があるので、私どもとしても、できるだけ努力していきたいと思っている。
- 二つめに、条例の中身について、なかなか、一つひとつの意味が分かりにくい、イメージが沸きにくい、また多様な市民の構成を考えると、この条例で何をどこまで範囲にするのか、それぞれがちゃんと、個々の事情に対応できるのかについて、ご意見を頂いたかと思う。それは、この条例が、本当に市民にとって、役に立つ条例になるのか、また、市民参画や協働というものを本当に実際に効果的に進める条例になるのかどうかという疑問につながるご意見だったと思う。その点においては、この条例の中に、ご批判はあったが、ともかく、必ずしなければならないという義務という言葉がたくさん入れさせて頂いた。また、努力という言葉も入れさせて頂

いた。そして、特に明確な義務付けがされているのは、奈良市の市政の義務というものを大きくとりあげさせて頂いたところである。市民の皆さん方については、役割とか、努力してくださいという言い方にとどまっている形になっている。

- こうした市の義務の中で、計画づくりや、基金づくりということ、実際に効果的に参画や協働を進めていく上での重要な足がかりとして、この条例の中に定めたものである。これは、行政として、いろいろな施策を計画的にどのように実現をしていくのかについて、まずはきちんと表明し、そして、そこで参画や協働が進んでいくための必要な基金、資源を市民に提供できるようなものをつくることで、一定の効果をおよぼすものである。しかし、それがただ単に形だけで終わらないように、監視する市民参加型の「市民参画及び協働によるまちづくり審議会」のような組織を設置し、また、これも設置する努力をすればいいということではなく、設置することになっているので、条例ができたときに設置しないと、条例違反になる。このような構成で、なんとかこの条例が実際に効果のあるものになるようにしたいと思っている。
- もう一方では、ご指摘があったように、本当に、一つひとつのニーズに実際的にどう応えるかというのは、この条例が出来上がった後の運用が始まる段階でようやく見えてくるということもあるので、この条例の策定に関わった我々検討委員もそうだが、同時に、本日ご参加くださった皆さんや市民の方々が、条例制定後の運用に、しっかり市民的な目で監視されることと、また、市民からいろんな提案などをしていかれることで、この条例をよりよく育てて頂く事が必要なのではないかと考えている。多分このまま行けば条例化されると思うが、この条例は、市民参画と協働によるまちづくりの大枠を作ったものなので、これを、形だけで終わらせないで実質的なものにするのは、ここからの努力がまた更に必要であるということをお伝えしたい。
- 重要な論点の三つ目として、従来の行政の縦割りや、県と市の関係、他市町村との関係などについて、どう考えていくのかということであるが、もちろん地方分権の時代なので、県も市も、また各市町村も自主自立の精神で、それぞれのまちづくりを進めていくことが大事なのではないかと考えている。しかしまた、奈良市民の皆さんは、奈良県民でもあるので、県と市の考え方がお互いに共有されて、協調できる場所は協調していく、協力していけるところは協力していくことが必要で、むしろ、もっと積極的に行政と行政の間でのパートナーシップ、協働というのを進めて頂きたいというのが、私たちの願いでもある。もちろん、「連携していきましょう」ということを敢えてこの条例の中に入れていくためには、カウンターパートナー（いくつかの組織が集まって物事を進める場合に、直接交渉ごとやコミュニケー

ションなどのやりとりをする相手。)である奈良県側でも、同じような条例の中で同様に、「奈良市との協働を進めましょう」ということを入れて頂かないとバランスがとれないので、こちら側で一方的に入れることは、今のところ出来にくい。事実上、行政と行政の間で、協調体制を是非、つくって頂きたいというのが、今の思いである。

- 四つ目の論点として、多くのグループから、このような参画と協働を進めるためには、リーダーであるとか、コーディネーターのような人材が必要ではないかというご意見を頂いた。私たちも、参画や協働について考え、またそれぞれの市民団体や地域団体の活動が、より活発に進んでいくためには、こうしたリーダーの活躍は必要であり、いろんな協働を組み立ててコーディネートする人材というのは、とても大切だという議論もしてきた。ただ、市民の義務として、“積極的に活動してください”ということまでは書くことはできたが、その市民に、コーディネーターになれとか、ファシリテーターになれとか、リーダーになれというところまでは、残念ながら十分な議論ができず、また、そこまで言うのは言い過ぎかという思いもあり、今回の条例案のような形にとどめさせて頂いた。ただ、そのような人材育成ということについては、大変重要だと考えているので、今後の市として策定される、推進計画の中で、そのような人材育成について、改めて議論が出てくるのではないかと考えている。逆に、このような市民の主体性を尊重した形で書いてしまったので、市民が主役という本来のところが見えにくくなったかも知れないと、今、反省をしているところである。しかし、この条例を見て頂ければ、何と言っても、市民が主役の奈良市であり、主権者としての市民が、まずは主張し、行動し、そして、連携、協力し、協働をして頂かなければ、いい奈良市はできないというのが、一貫した主張であるということをお認め頂けると思っている。
- 次に、個別の論点の一つ目で、基金と補助金についても、ご意見を頂いた。補助金問題をどうしていくかというのは、全国各市町村、都道府県含めて、非常に大変な問題である。もう一方では、行財政改革が必要であるということで、このような補助金改革に取り組んでおられる先進的な事例もある。奈良市がどうされるか、私が言えることではないが、おそらく、この基金が運用されることになれば、当然、従来型の団体補助といったものは、かなり整理されていかざるを得ないだろうと思っている。より透明性、公開性、そして、公共性の高い基金の提供の仕方、それがこの基金を通じて実現するのではないかと考えている。また、このような基金の運用というのは、その基金の配分の仕方にしても、一連のプロセスにしても、誰が受給するのかというようなことについて、基本的には、オープンなプロセスの中で明確な基準に基づいて客観的に基金の分配が決まっていく。そして、それぞれの受給者

には基金を受給したことに伴う説明責任が発生するというのが、通常の方考え方である。私もそういう基金になるように、議論を行ってきたところである。

- ただ、この基金の、元原資をどのようにして集めるのか、これについては、かなり厳しいものがある。ご指摘にもあったが、寄附の文化というものが、この国にはない。無理やり集められるのが寄附だと思っておられる方も多いのではないかと思うが、そのような強制的に集められるものではなく、本当の寄附の文化を作っていく、第一歩にしたいと思っている。ほんの小さな額でも、そのようなお金が入ってくることで、少しずつ、市民の活動を市民が支えていくし、地域の活動を地域の皆さん方がご自身で支えていくような、自分たちのまちは、自分たちで支えるという気持ちになれるような基金というものを作っていきたいと考えている。ただ、この基金を今後、どのような形で具体化していくかについては、条例ができたので、それで終わりではなく、その運用も含めて、市民の方々の参加や、この基金に対するさまざまな関与も重要だと思っている。そして、そういう市民の方々の関心も育てていかなければならないと考えているので、今後、しっかりと関心を持って頂きたいと思っている。
- 個別の論点の二つ目として、今回の条例制定と併せて、いろんな市民参加のこれまでのやり方との関係でいくつかご意見を頂いた。どうしても、パブリックコメントのようなやり方になると、事後的になってしまうし、住民説明も、ある程度形が決まってからでないと行政は行わない。しかし、行政側にも言い分があって、自分たちで一定の方針を決めていないのに説明はできないというのが、行政側のいつもの説明の仕方である。これについては、責任を持って説明できないという部分ではその通りであるが、しかし、同時に説明をどの段階でどうするかという議論と、内容に責任が持てる形になってから公表するということには、かなり違いがある。要するに、案の段階であっても、これはまだ検討中で、この先どうなるかわからないということを踏まえた上で、市民の方々に説明をするということも当然出来るし、現実にもそのようにされている所も、たくさんある。ある意味では、どういう責任をどの段階で考えているのか、その部分の食い違いを、私たちは、できるだけ無くしていきたいということで、早い段階からの参加というものを強調してきたつもりであり、意思形成過程での情報を市民の方々に提供し、そして、市民参画を進めていって頂きたいということをはっきりとしたつもりである。もちろん、いろんな規定の仕方があるので、これで十分かどうかは、今後検討させて頂きたいと思う。
- 個別の論点の三つ目として、職員の意識の向上などについては、非常に簡単に書いてしまっているが、この辺は、いろいろ工夫の仕方はあると思う。また、行政としての文化や風土、組織のあり方など、その中でも参画と協働をもっとしっかり埋め

込むような規定の仕方も、工夫する余地はあろうかと思うが、まずは、ともかく、市民の方々に参画の権利を保障し、そして、それに対応する行政としての取り組みをしていくという基本のところを、まずは押えたという形になっているので、ご理解を頂きたいと思う。

- 最後に、定義についても、ご意見を頂いたが、まず、地域団体やNPOなど、いろいろな団体をまとめて、私どもは、「市民公益活動団体」という言い方をしている。広い意味でのNPOに全部含まれるのではないかというご意見もあろうかと思う。また、事業者という言い方もしている。主に念頭に置いているのは、営利企業であるが、事業者と言えば、実は行政も事業者であり、学校も事業者である。従って、ここは完全に重なるものを個別に定義しているが、この両方を置くことで、いろいろな団体を、できるだけ幅広い条例の担い手、主体として考えていきたいという趣旨であるのご理解頂きたいと思う。よって、社会福祉法人も、非営利の民間組織になるので、広い意味でのNPOである。しかし、同時に実際にデイケアや保育などの事業を行っておられるので、事業所になってしまう。このような構造になっているということをご理解頂きたいと思う。いずれにしても、これからは、何にしても、参画と協働の担い手であって、市民の皆さん方や行政との連携を通じて、地域づくり、そして、奈良市のまちづくりに貢献していくという責務を共通して負っている。それは、この地域に住まう、法人であっても、社会的に生活をしている市民としての役割、企業市民という言い方もあるが、そういう役割を私たちは、基本として考えている。
- いろいろ頂いたご意見は、必ずしも、すべてにきちんとご説明できたわけではないが、今後、この条例の制定に向けて、今日のご意見を踏まえさせて頂きたいと思っている。検討委員会としては、4月ぐらいにはなんとかまとめて市長にご提言できればと思っているが、今日のご意見も参考にさせて頂き、またこれを機会に、ご意見を事務局のほうに寄せて頂ければありがたいと思う。しかし、今日、皆さん方がおっしゃったことがすべて条例に反映されて、出来上がるとは思わないで頂きたい。そんなことを約束できるような条例ではないということは、予め、お断りをしておきたいと思う。
- 今日お出し頂いたご意見は、条例の本質に関わる部分もあるが、むしろ今後の、参画協働の推進計画や、基金のあり方、それらを通じて行政運営に関わる問題について、たくさん頂いたように思う。これについては、私どもが最後のご報告を市長にさせて頂く段階で、何某かの報告書を別途作成しなくてはいけないと思っていたので、こちらのほうで、むしろ大いに参考にさせて頂きたいと思う。
- また、この条例の検討と同時に、すでに、NPO支援センター的なものの構想も進

んでおり、そちらの構想の検討についても、私自身が関わっているのと、この検討委員会のメンバーも半分ぐらいの方々が、そちらの会議のメンバーとなって検討を進めていくことになっている。その会議では、今後、新しいセンターのあり方について検討し、この秋ぐらいまでには、その内容を確定していきたいと思っている。但し、このセンターのあり方については、この条例検討委員会で考えてきた精神を、具体的に拠点として活かしていくような、そういうところをベースに考えていくのが当然だと考えている。だからこそ、奈良市におかれては、この検討委員会のメンバーを半分移行される形で、会議のメンバーに加えられたのではないかと考えている。

- このように、実行場面でどんどん、この条例を活かしていくような、そういう努力を、私たちもいろんな場面でこれから進めていきたいと思っているので、この点でも、多くの市民の皆さん方に応援の声を頂きながら、この条例の案をさらに良くし、そしてこの条例に基づき、参画や協働が進むということを少しでも実現していきたいと思っている。

【 質疑応答 】 (以下、◆ は参加者、⇒ は委員長)

◆ 隣近所とのコミュニケーションが取れない。どうすればいいか。

⇒ 世界中で、実は、地域の結びつきが大事だということを考える時代になってきた。ソーシャルキャピタルという言い方をしている。人と人が付き合いをし、いろんなネットワークができて、それが実は我々の社会を支えていて、地域社会として有効に機能している、別の言い方をすると、コミュニティというような言い方もあるかも知れない。そういうところへの注目が高まってきている。逆に、こういうものをどのようにして作っていくのか。日本では、それを伝統的に地域の地縁、町内会、自治会という形でこれまでは、半分、義務的に作ってきたところがあった。しかし、それは同時に大変、煩わしくて嫌なものだという方もたくさんおられ、その運営自体もとても硬直していて、中には非常に権力的、保守的な人もおられる。少なくともそのような地域では、人のつながりの力を活かすこともできないし、人と人のつながりも出来てこないということが言える。改めて、私たちは、地域の中での人との結びつきというものを作りなおす、つむぎなおすということを少しずつであるが、しなければならぬ時代に入ってきていると思う。

今日、ここにおいでの方々の中にも、共通の課題や共通の認識を持って、グループを形成して活動しておられる、いわゆるNPOの方々がたくさんいらっしゃる。それぞれの志を縁にして団体を作り、社会的な問題を解決していこうとされる、たくさんの方々が出始めている。むしろ、大切なのは、そのような思いをもった人たち

が出会える場や、そういう思いを少しでも実現できるような広いネットワークというようなものを、世の中全体としてつくっていけるかどうかということだろうと思う。

今回の提案の中でも、このような市民と市民との結びつきを強める場や、それを学ぶような学習の場づくりというようなことを、この条例の中でも提案させて頂いている。そして、そのための施設についても、提案をしている。

ただ、私たちは、そういう仕組みとしての大きな枠の提案まではできるが、そこから先、その中にどのような新しいネットワークや、つながりを作っていくかは、実際に、そこで活動される市民の皆さん方や、行政の努力にかかっているということである。もちろん、この中には、このような市民のいろんな触れあいを作っていくということを考えておられる、いわゆる中間支援のNPOの方々がたくさんおられる。そうした方々の努力に、ただいまご質問頂いたような、本当の意味での新しい人と人のつながりを地域の中に作っていく、そういう分野でのご活躍を期待するというので、とりあえず、収めさせて頂きたいと思う。

【 中川副委員長 】

- ・ 今日、建設的なご意見をたくさん頂き、とても喜んでいる。
- ・ 最初に、自治基本条例ではないと、委員長が説明されたが、裏を返していうと、参画協働のまちづくり条例は、将来、自治基本条例が出来上がるとするならば、その心臓部分であり、命に当たる部分を今、策定しているのご理解頂けるといいと思う。あと、足りないのは、議会の役割と住民投票ぐらいである。また、奈良市は中核市なので、包括外部監査を義務付けられているが、それ以上に市民に広げるという意味で、市民参加型の外部監査システムや、市民参加による行政評価システム・政策評価システムの導入、市民オンブズパーソン制度、それに、地域自治協議会のようなものを条例の中で担保し、公共的団体としてレベルアップし民主的に運営してくださいとか、そのようなものを次々とつくるのが可能である。
- ・ しかし、いきなり作るのではなく、「参画と協働」ということが重要で、役所に対する市民の参画と協働も、地域社会や市民社会に対する役所の参画と協働も、相互乗り入れすることで、お互いの信頼関係をもっともつとつないでいくこと、市民同士もつないでいくこと、それがこの条例の精神であるということをお分かって頂ければ、同時に、自治基本条例の心臓部分であるということもわかって頂けるのではないかと考えている。

8 閉会